

# 平成30年3月甲良町議会定例会会議録

平成30年3月6日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	橋本悟
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長兼 教育次長	福原猛	住民課長	村岸勉
保健福祉課長	米田志保子	総務課参事	橋本浩美
保健福祉課長	小林千春	企画監理課長	宮川哲郎
建設水道課長	中村康之	産業課長	北坂仁
会計管理者	西村克英	人権課長	中川愛博
長寺センター館長補佐	金澤潔	総務課参事	橋本浩美
選挙管理委員長	村岸啓司		

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前9時00分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員は12人です。

議員定足数に達していますので、3月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 山田充議員、4番 山田裕康議員を指名します。

○丸山議長 日程第2 次のように引き続き一般質問を行います。

それでは、3番 山田充議員の一般質問を許します。

山田充議員。

○山田充議員 議長の許しを得ましたので、一般質問に入ります。

町民の日常生活に必要な不可欠な問題として、燃えないごみの袋が小さく、毎日の使用に不便さを感じている、大きな袋に変えてほしいとの町民の声を多く聞いているが、町としての対応は。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 山田議員のことについてお答え申し上げます。

平成29年度から導入しております燃えないごみの指定袋については、指定袋の口が小さいのでごみを入れにくいとの住民さんのお声も確かにいただいております。この袋につきましては、犬上郡3町で統一で作成いたしました。現に使用しにくいとのご意見を伺っておりますので、平成30年度につきましては、新たに口の大きいタイプの町独自の袋を導入したいということで、新年度予算の方に要求をさせていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 課長、それ、いつごろからやってもらえるのかなという考えを。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 一応、作成に2カ月ぐらいは業者の方がかかるということですので、7月をめどに準備の方を進めさせていただきたいんですけど、早まったら早まった段階ですぐに販売を始めたいと思っております。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 わかりました。ありがとうございます。

町職員の不祥事について。前町長は、2,000件のデータを消した職員を口頭注意で済ませた。この重大な事案を口頭注意で済ませた町政運営は、町民を無視した行政運営と批判されている。この問題をはじめ、現在の町職員の体質や公務員としての基本スタンスは、間違っていると思われる職員が

かなりの人数になるのではないか。この程度の低い職員の改善をどのようにする考えか。町長にお聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 これまで、平成29年6月議会の山田充議員、そして田中議員の一般質問におきまして、2,000件のデータ削除につきましては、誰が消したかについては確定ができていない、前町長は担当職員に口頭注意したとされる答弁があります。公金横領事件にかかっている税の未納データのうち、2,000件のデータが削除されて、1年が経過をいたしました。議会に対して、全員協議会、総務常任委員会での報告がなされ、また、関係職員の聞き取り調査を終了しているとのことでもあります。公金横領額については当事者に賠償請求をし、システム改ざんについては一刻も早く正常を図らなければならないと考えております。

また、指摘をされている本件を含め、収納に係る組織内部の事務執行業務がその折々どのようなようであったか、間違いはなかったかなど、改めて事実はどうであったかの洗い出し作業による検証をして、行政組織として再出発をしなければならないと考えております。

この作業の具体化については、今議会で提案をしております甲良町職員分限懲戒審査委員会に諮問するなどを含めて、早く作業が開始できるように検討いたしたいと考えております。ご理解よろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 山田充議員。

○山田充議員 ありがとうございます。

呉竹の道路の安全対策について。昨年要望し、本年に実施すると回答をいただいている追い越し禁止ラインについて、県から町に報告があるか。まだなら、早急に対応するように。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 本件の要望に関連いたしましては、今年に入りまして30年1月11日の滋賀県土木事務所との町長の意見要望におきましても、呉竹地区内の彦根八日市甲西線、また長寺地区内の雨降野今在家八日市線の県道の道路抑制の対策については、再要望もしておるところでございます。

追い越しにつきましては、滋賀県公安委員会の管轄になりますことから、県からまだ明確な回答というのはいたできておりません。ただし、私どもの方で彦根警察署交通課に問い合わせをさせていただいたところ、平成30年に彦根署から県警本部にその件については上申されるということをお聞きさせていただきましたので、そのことからまた改めて連絡があるというふう聞いております。現在の状況については、未定というところでございます。よろしくお願いいたします。

- 丸山議長 山田充議員。
- 山田充議員 また確認の方を、しっかりと聞いておいてほしいんですけど。
- 丸山議長 建設水道課長。
- 中村建設水道課長 確認も含めまして、再度要望をしていきたいと思えます。
- 丸山議長 山田充議員。
- 山田充議員 わかりました。

議会と執行部の関係について、2, 300という過半数以上の町民が支援した町長が誕生したことにより、議会も従来の偏った考えでなく、お互い公人としての良識を持ち、町の発展に寄与する議会人として、選出してくれた皆様にご恩を返すべく、常識ある議会運営を切に願うところであります。

質問はこれで終わります。

- 丸山議長 答弁はよろしいですか。
- 山田充議員 はい、結構です。
- 丸山議長 山田充議員の一般質問が終わりました。

次に、1番 岡田議員の一般質問を許します。

岡田議員。

- 岡田議員 議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問の方をさせていただきます。

まず、初めに、町が導入を検討しているアウトソーシングについてお聞きしたいと思います。1つ目として、導入時期はいつごろを検討しているのか、また、どういった仕組みなのか、お答えください。

- 丸山議長 総務課参事。

- 橋本総務課参事 岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2つご質問いただきました。1つは導入時期のことです。包括業務委託につきましては、新年度予算には計上はしておりませんが、昨年8月から課長会等で検討に入っております。議員の皆様はこの制度につきまして説明する場を設けていただき、ご理解をいただいた上で、近い将来に一部を導入したいと考えております。

今後の予定といたしましては、6月に、仮称ではございますが業務委託検討委員会設置条例なり規則なりを今日整備いたしまして、その分野に精通した大学教授でありますとか税理士、また労働法に精通した学識経験者等で組織した委員会などを立ち上げまして、まず、業務の棚卸しや事業の仕分けについて第三者の方のご意見をいただきます。次に、その委員会の中で、事業仕分けの後の業務を、委託する部分、それ以外の部分の選定を行いまして、十分に議論をした中で、近い将来に一部導入を行いたいと考えております。

また、仕組みにつきましてご質問いただきました。その仕組みについてで

ございますが、業務を洗い出した後、委託できる業務について、その業務に従事している職員ごと委託をするものでございます。職員につきましては、その委託会社の社員となりまして、その社員についての直接の命令はできませんが、社員研修が行われるなどによるサービス面での向上でありますとか、委託する職員についての労務管理が不要となります。

また、業務の見直しによりまして、今現在の業務を、課にとらわれずに人員の手配ができる仕組みでございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。

次、2つ目に、アウトソーシングを導入するメリットとデメリットという点でお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 業務の包括委託につきましては、地方公務員法の改正によりまして、平成32年度に会計年度任用職員制度の導入が始まります。現在の雇用状態をそのまま会計年度任用職員としますと、人件費の増加が予想されます。正職員しかできないこと、また正職員でなくてもできることを見直しまして、正職員が最小の人数で業務をこなしていくということが目標でございます。

正職員は企画、立案、管理をする役目でございます。業務を行う部門は委託ができると考えております。業務の洗い出しによりまして、現在の各課ごとの臨時嘱託職員の配置ではなく、できる業務をまとめて効率化を図ることが可能でありまして、臨時嘱託職員の労務管理が不要になってくること、また、委託によりまして、研修を受けた職員を配置することができまして、サービス面の向上につながることをメリットであると考えております。

デメリットといたしましては、委託費が発生いたしますが、費用対効果を十分に検討し、また、サービス低下にならないよう、委託した際には評価項目を作成し、対処すべきであると考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 お答えいただきありがとうございます。メリットとデメリット、非常にわかりやすく教えていただきまして、よくわかりました。

次に、3番目、現在、甲良町役場に在籍している臨時職員、嘱託職員の人数と、それぞれの雇用契約の結び方がどのように決められているのか、教えてください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 嘱託職員、臨時職員の数でございますが、社会保険適用の方の人数を申し上げます。平成30年2月現在で、嘱託職員は30人、臨時

職員は45人、合計75人でございます。

嘱託職員の雇用契約の単位は1年、臨時職員の雇用契約は6カ月で1回のみの更新のため、最長1年となっております。

以上です。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 ありがとうございます。

次に、4番目に移りたいと思います。

先ほどちょっと答えられたので、質問がちょっと適正ではないかもわからないですけど、臨時職員で3年以上在籍している方の人数と、嘱託職員で在籍している3年以上の方がもしおられましたら、一般事務と専門職の人数をそれぞれ教えてください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 臨時職員、先ほど申しあげました45人のうち、3年以上在籍していただいている方は、事務がお二人で、それ以外の職の方は20名でございます。

嘱託職員、先ほど申しあげました30人のうち、3年以上在籍していただいている方は、事務が4人で、それ以外の職の方は19人でございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 すみません。ありがとうございます。

この質問を行ったのは、臨時に対しては6カ月ごとで1回のみ更新ということと、嘱託職員も一応は1年ということになっておりますので、3年まで在籍している方というのは、更新のときにどのような形で、例えば、もう口頭で「次、またお願いします」というような感じで継続していっておられるのか、きちんとまたもう一度雇用契約等も結んだ上でされておられるのか、ちょっとその辺、もう少し詳しくお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 雇用契約につきましては、臨時職員につきましては半年、あと1回更新ですので、その後、雇用契約を結び直しております。嘱託職員につきましては、1年の雇用契約を結び直させていただいております。

臨時職員につきましては、毎年公募でもって更新をさせていただいております。嘱託職員につきましては、現在募集をかけておりますけれども、1年という雇用契約の期間でございますので、保育士を除く全ての嘱託職員につきましては、今年度改めまして公募をかけて募集をさせていただいております。

保育士の部門につきましては、通年募集をかけておりますが、なかなか専門的な分野でございまして、募集をしても人が来てくださらないということ

で、教育委員会の方から運営に支障を来すということで、平成30年度の会計年度任用職員の際には新たに必ず整理をしてさせていただくんですけども、それまでの期間につきましては、今現在嘱託でいてくださる方に更新をお願いする形になってございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 では、次の質問に移りたいと思います。

最近、国では労働者の働き方改革が話題となっております。労働者の地位向上や権利が守られるように法整備が検討されているが、本町において、特に正職員以外の方の雇用条件であったり、安心して働ける環境整備が私は必要だと感じておりますが、町としてはどのように考えておられますか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 地方公務員法の中での雇用でありますことから、例えば、臨時職員であるならば6カ月のみの雇用で、1回に限り更新ができるというものでございまして、その期間で来ていただいている方の公募となります。嘱託職員につきましては、町の要綱に基づいているものの、どの自治体も解釈の相違などさまざまな課題があります。このたびの地方公務員法の改正によりまして、その基準を明確化し、非常勤の職員の雇用条件の改善をめざした形で、会計年度任用職員制度が開始されます。それに合わせまして、当町といたしましても、現状把握と改善を検討いたしております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 すみません。次、6番目、アウトソーシング導入を検討するにあたって、町の財政が厳しい中、早急に必要があると感じていることと思っておりますが、雇用される側の立場が守られているため、導入にあたっては細心の注意を払って事を進めるべきだと私は思っておりますが、行政としての見解をお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 雇用される側の立場というのは、期限を切って雇用させていただいておりますので、無期限に約束をされているものではございません。包括業務委託の導入につきましては、検討期間でありますとか移管期間が必要でございまして、その過渡期には幾つかの課題が出てくるかと思っております。町といたしましては、会計年度任用職員の制度導入が平成32年でございまして、そうなりますと、募集をかけるのは平成31年になります。逆算しますと、平成31年3月議会にはそのことを示す条例改正を予定しております。逆算しますと、平成30年度には方向性を示す必要がございますので、具体的に検討し、町にとってベストな方策を考えます。

また、包括業務委託に関しましては、先ほど申し上げました業務委託検討

委員会などを設置いたしまして、専門家の方々のご意見、第三者の意見を聞き、慎重に進めたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 ご回答いただきありがとうございます。

先ほど、4番のところでも、3年以上経過している方の人数等を聞いたんですけれども、それはちょっとある意図がありまして、私の方でも仕事柄、そういったプロの方、特に社労士さんとかにも相談できる場所がありますので、お聞きしたところ、3年はある程度継続して雇っておられるとなると、その方については、次もまあ更新してもらえようであろうという認識のもとにやっぱり働いておられると思いますので、急にこういった制度が導入されるとなると、いわゆる雇いどめになるようなことで接触するおそれがあるということ、万が一、そういったことがあまりにも告知されることなく事を進めると、例えば裁判にもなるような事例も非常にあるということを最近お聞きしております。そういったことを考えると、もう今から、例えば雇うにしても、将来こういうことがあるというのはきちんと、一応予定であっても、いつ導入かわからないことであっても、ある程度、今雇用されている方全員に告知する必要があると思いますが、ちょっと先ほどお聞きしたところでも、私、思うんですけれども、ある職員の方とかも、たまたまお話を聞きまして、やっぱり今の臨時職員の方がすごく不安に思っておられるような状況だというのをお聞きしております。働く側にとっても、そういったことが導入されるといううわさだけであったとしても、やはり仕事上、気持ちが不安になって、仕事がきちんと100%発揮できるかということ、なかなか今そういう状況でないように思います。そういった点についても、やっぱり町として、もう導入をある程度決めている方向で今お聞きしているのもう一度、今雇っておられる方全員に対して、先に早目に告知すると。そういった上で、その後のことについては、決まった時点でもう一度詳しく話をしていく必要があるかと思いますが、その点についてはどう思われますか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほど申し上げましたように、この制度につきましては昨年8月から課長会で検討いたしておりますが、その導入についてはまだ決定ということはありません。まだこれから、議会の皆様に説明の場を設けていただきまして、ご理解をいただいた上で事を決めていきたいと考えております。平成30年度の予算計上もしてありません。ですので、未来のことでもありますので、未来のことを今おられる方に説明をするということではできません。あと、また有期でございますので、6カ月、また嘱託の方は1年という期限を切った雇用になってございますので、今現在おられる方に説明を



させていただくということでは、できないかと思います。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 説明という言い方は、私がちょっと悪かったかもわからないんですけども、説明でなくてもいいので、将来こういうことがあるということについては、雇われる側の方も半年という期限がありますので、そういったことがあるということによって急に雇いどめみたいになれば、やっぱり労働環境上としても非常によくはないと思いますし、そういうことがあるという話だけでもあれば、心づもりもあって、もしかしたらそういうことがもう先々あるのであれば、逆に言えば、職を変ってもいいかなと思っておられる方もおられると思いますので、そういった点については、告知という言い方が正しいのかどうかわからないんですけども、私は言う必要は正直あるかなと。決まってからその結果に対して言うのではなくて、やっぱり労働者としては常に雇用不安というのがつきまとっていると思いますので、そういったことについて言っておかないと、後々本当に訴訟問題が起こることも、全国的にも最近ちらほらとそういう話も聞いておりますので、私はそういった心配もあるので、その点についても一度ちょっとお聞きしたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今、議員が言われたことは、課長会でも議論されています。課長会でも十分時間をとって、今、議員が言われた方向がええのかというような話もさせてもらいました。

今、参事が言ったように、まだ何一つ決まっていませんので、検討段階です。先ほど言わせてもらった、8月から課長会でそのときどき議論されていますし、基本的には課長会の内容は、課長は課員に知らせることになっています。当然臨時職員さんもどこかの部署に配属されていますので、そこで説明を行っているはずです。

今回はちょっとデリケートな部分なので、各々の課長が、主観が入るとちょっとぐあいが悪いというような話も課長会で出ましたので、課長会の議事録を作成しているのです、その議事録をもって各課長が課員に周知するというふうに課長会では決まっていますので、そのように各部署、対応はしているはずです。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 先ほど検討委員会の話もしておられましたので、もう一度、検討段階に入ったときには、きちんとそういった社労士の方であったり、そういう、特に労働の法律に関しては、最近やっぱり雇う側の方が非常に厳しい立場にありますので、慎重に事を運んでいただきたいと思います。これでこの質問については終わらせていただきます。

最後の7番、県内でも人権問題について非常に意識の高い町であるとは思いますが、ここ最近、人権意識の低下をちょっと考えられるような町職員の発言や行動が、一部、私は見受けられるように思います。

ここには詳しく載せなかったんですけども、ここ最近のことで言いますと、今、私のちょっと知り合いの方が、甲良町の行政の方に、子育て支援の方である程度無料でイベントをしてもらったり、例えば、サトシンさんという絵本作家を図書館に呼んだりとか、あと最近では、12月もそうですけれども、町の図書館の2階の和室を利用しまして、世界のボードゲーム遊びという新しい遊び等を提案させてもらったり、あと、夏休みにおいて、両小学校で、東小60人、西小40人の子どもたちに対して、やっぱり夏休み退屈すると思いますので、その世界のボードゲーム遊びをほぼほぼ無償で提供させてもらったりしているんですけども、今回この「非常に人権意識が低下」という言葉をちょっと使わせてもらったのは、2月11日にぷくぷく食堂がありまして、そのときに食堂で食事をする前にゲームをしようということで、ボードゲームが置いてあったんです。私はてっきりそこの支援団体の方で買われていたのかなと思ってしゃべっていたところ、子育て支援センターの今居先生の方が、いや、これについては、原町、正法寺にあるおもちゃのたかだで購入したということでした。私、以前から、無料でできるだけさせてもらうので、そういったボードゲームとか木のおもちゃについてはその子たちも販売しているので、やっぱり無償で提供するということは、ある程度そういったことについては、今後はできるだけそこで購入してあげてねということを一言、何度も申し添えていたんですけども、いざふたをあけてみて、この間の先日のそのことで、やっぱりせつかく、今、他の、特に近江八幡の方で拠点としては活動しておられるんですけども、私もやっぱり甲良町のために何とか子育て支援の方をしたいと思って、何とか補助金の方は引っ張り込みますのである程度無償でやってもらえんかというのを本当に無理無理頼んでやっている状況で、保育園の方でも講師を頼んだりもしておられていて、どうしても町にお金がないということで、そういったことについても、私も、非常に申しわけないけれども本当に町にはお金がないので、何とかそういう安い値段でやってあげてもらいたいという口添えもしたりとかしているんですけども、私がここで言いたいのは、そういったことを一生懸命やっている団体があって、子育て支援、やっぱり町もそこまでなかなか、お金の方も予算上厳しいこともあるので、私も何とかしたいと思って活動の方をフォローもしているんですけども、町の職員自体が今言ったことで、自分たちもその子らに頼んでいることもあったりとか、協力隊の方、加藤さんもおられるんですけど、加藤さんの方もやっぱりよそから来られてわからない

ことも多いので、そういったことも指導等も兼ねていろいろアドバイスもしてあげたりしている状況の中で、誰にお世話になっているかというのを全然……。何と言うんですか、本来人権意識が高いのであれば、そういったことはきちんとやっぱりするべきじゃないかなと。言い方は悪いですけど、利用するだけ利用して、そこの業者とどういつながりがあるかはちょっとわからないですけども、これから甲良町としても若い子を育てたり、女性が活躍できる場を推進したり、そのようにお聞きしているにもかかわらず、職員自体がそういう行動をするということは、今、その子たちには私はまだ真実は伝えていないんですけれども、もしそれを聞いたときに多分非常にショックであろうかなと。一生懸命自分たちもやっているのに、そういったことでそういう問題が出てくるというのは非常に残念かなと。それを聞いて、またそれを他の市町村とかに「甲良町ってこういうところですよ」と言われるのも、非常に私も恥ずかしい思いですし、そういったこともふまえて、やっぱりどこかでそういったおごりというか、そういうことが非常に残念だなと思います。それについてどのように感じておられるのか聞きたいと思います。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今の話はちょっと今初めて聞かせてもらいましたので、急にちょっとコメントはしづらいのですが、あまりよろしくないようには思いますので、というコメントにさせてもらっておきます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 今言っていることは一部で、あと幾つかあるんですけども、去年の防災訓練のときにも、ある区長さんを通じて障害者の方が避難されていたんですけども、そのとき多分障害者に対するマニュアルがなかったということで、対応が非常にまずかったというのもちらっとお聞きしています。

また、この人権とはちょっと別かもわからないんですけども、ある町民の方からユズの補助金のことについて聞かれることがありまして、その補助金のことについて、「ちょっとこれはどうなのか」ということをちらっとお聞きして、それをある職員にどうも話をしたらしいんですよ。「これはおかしいんじゃないですか」ということで。それについてその町職員が答えられたのが、私はちょっと聞いただけなので事実確認はしておりませんが、「国の補助金なので何に使おうがかまわへんやん」みたいな、ちょっと耳を疑うようなことをお聞きして、それが正しいかどうか私は事実確認をとっていないので、また折を見て聞いてみてもいいかなと思うんですけども、要は、補助金だから何に使ってもいいとかというそういう言葉を発すること自体も、非常に意識が低いのかなというふうに。補助金自体は確かにもらえるものがありますけれども、やはりその使い道とかはきちっと把握して、報告という

か提出する義務もありますし、それを何でも使っていいというような誤解を招くような発言をして、聞かれた方も「そうなんか」みたいな雰囲気になると思いますので、そこは非常にまずいかなという、そういうことも聞いております。

やっぱり、もう一度行政として、今いろいろと人権問題、本当に取り組んでおられると思いますし、たまたまそういったことで出てきたのではないかなと思いますけれども、今後町運営をしていく上でも、これから町独自でNPOなり立ち上げるというお話も聞いていますし、またそういったときにその団体がそういった活動をして、その子たちもやっぱりボランティア精神を持っておられる方が多いと思うので、それは町のためならということで、今、私の支援している団体もそうですけれども、そういった気持ちを踏みにじるようなというか。安くするのは別に構わないと思うんですよ。やっぱり町でできないことを民間でするということは非常に理にかなっていると思いますし、そういったボランティアが必要なのもわかっているんですけども、ある程度、最低限必要なことについてはやっぱり助けていただきたいと思いますし、今言っているように、やっぱりある程度無償でその子たちもしているので、そういった支援活動をしている団体に対して、私も何度か職員の方にもそういうお話もさせてもらったにもかかわらずそういう出来事があったので、本当に今回、言葉も悪いんですけども、ちょっとやっぱりそういうところで意識が低いのかなというふうに正直感じましたので、今回、ちょっと答弁の方させてもらいました。

それについて、もう一度確認ですけれども、今言ったこともふまえて、今後、町としてどのような対策を講じられるのか、もし可能であればお聞かせいただきたいんですけども。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと幾つか事例をいただきまして、防災訓練の話などは聞いておりますが、ちょっとあとの補助金の話はあまり聞いておりません。今、議員が言われたとおり、補助金には目的が当然ありますので、職員が当然その補助金の目的を把握してはならないことやとは思いますが。

きのうもちょっとしゃべらせてもらいましたが、やっぱり人づくりは実践を通じてというふうに思っていますので、日常業務の中で、例えば補助金一つにしたら、どういう目的でどういう趣旨でというのをまず担当者が把握して、それを課長補佐なりと相談するというような日々の業務の中で対応していきたいと思いますので、ちょっと今はそのような答弁しかさせてもらえませんが、よろしくお願ひします。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 すみません。ありがとうございます。

それでは、今回はこれで一般質問の方を終わらせていただきたいと思います。

○丸山議長 岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 建部議員の一般質問を許します。

建部議員。

○建部議員 町長、今日の天気のように、気持ちをすっきりさせた答弁をお願いします。暗い気持ち、心を少しでも軽くするためには、私の質問に対して真摯に、謙虚に答弁を願います。

まず、1番、公職選挙法第235条、虚偽事項の公表罪を犯して当選し、就任した町長の責任を幾つか問います。

東びわこ農業協同組合のホームページ、これは公式のホームページであります。甲良町長選挙についてというので、2017年10月27日付でこのような文書が掲示されました。もう町長自身もお目をお通しだと思し、何回もこのことを私、出していますから、このホームページで掲示された文書の内容、こんな恥ずかしいみつともないことはないですね。反面、うそを書いて町民をだましたことに憤慨、非常に大きな憤りを覚えます。

町長選挙において、推せんも受けていないのに、推せん団体として東びわこ農業協同組合の名前が推せん欄に出ている。虚偽の事項を公表したということ、今までいろんな言い逃れの的なことやら、何かこんなおわびと訂正となる文書を全戸配布したりして、そしてから、何人かの議員の質問にもお答えはしているんですが、もう一度再確認します。虚偽事項を公表したことを認めますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 はい。認めます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 言い逃れや軽薄な弁解、ここに出ているような責任回避、そういったことは非常に見苦しいです。町民へのおわびは素直に真摯な態度であるべきだと、町長、真のおわびはないですか。改めてのおわびはないんですか。答えなさい。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 その書面につきましては、私の後援会長と野瀬欣廣氏にご迷惑をおかけしましたこと、大変申しわけなく思っております。内容については、記述しているとおりの経過でありましたので、そのようなチラシ構成になりました。ご容赦いただきたいというふうに思っております。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 発行責任者、野瀬欣廣氏ですか。この方は、あなたの選対の総括責任者。チラシ、ましてや選挙はがきの中には、野瀬欣廣氏の名前なんかどこにも出ていない。チラシを2枚出していますけど、その1枚に頒布責任者としてそのビラの印刷場所、そしてから配布、誰が責任、それは、公職選挙法で掲示をしなければならないからその名前を出している。便宜上、名分だけの名前ですよ。それも、発行責任者じゃない。頒布責任者。すなわち、その記事の内容はともかく、そのビラを出す、配るという責任者なんです。そのビラの中身、はがきの中身は、全て町長自身が書き上げて印刷屋に回した内容のもの。たまたま頒布責任者という掲示が必要だから、野瀬欣廣氏の名前を使っているだけ。それがどうして発行責任者になるんですか。これは本来、野瀬喜久男という名前でおわびをしなければならない内容じゃないですか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 本来、おっしゃるとおりに、私の責任でおわびをすべきであったというふうに反省しております。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 真にそのように思うなら、やはり真摯に、町民にだました、うその事項を掲示した、印刷して配ってしまったということを素直におわびする何らかの機会を設けるべきじゃないですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 再度よく考えます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 考えるって、あんたらしいですね。素直に認めますと言いながら、この文書も野瀬欣廣議員が総括責任者という立場上、発行責任者としてこのおわびと訂正の文書を出していますけど、中身は全てあなたが書いたこと。

これね、総括責任者も候補者も同じ罪なんです。こういうことは。でも、きのうの質問で、あんた、当選後の挨拶文は公職選挙法に抵触する云々という話をしていましたけど、公職選挙法で規定されている挨拶文は、当選させていただいたお礼とか、皆さん方に対するそういう気持ちをあらわす文書は違反。あなたのように罪を犯して当選した者が、皆さんをだました、皆さんに迷惑をかけたというおわびは、公職選挙法には違反しない。謙虚にすぐさまおわびをしてください。

次、3番目です。

公職選挙法、虚偽事項の公表罪の違反については、捜査機関にやはり自己の犯罪事実を申告し、法の処分、審判を受け、その罪を償うべきだと。あなたが日常言っていますコンプライアンス、法の遵守。行政のトップリーダー

として、リーダーシップをとっていく。行政というのは、法の規則によって政を行う行政、それが政治を行う、それが行政なんですよ。まず、法律、法を遵守しなければならない。あなたは罪を犯した。そのことの償いは当然しなければならない。

私がここに掲げているのは、みずから自己の犯罪事実を申告する、すなわち自首だ。自分が犯した罪を捜査当局に明らかにしていく。そこで法の審判を受ける。そして罪を償う。これが行政のトップとしての最低限の遵守義務じゃないですかね。だから、私は今日の本会議、済んだらすぐにでも彦根署へ行ってこの事実を告白、みずからが申告すべきだというふうに思いますが、どうですか。

(「そうあるべきや」の声あり)

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 この件に関しては深く反省をしております。今のところ、捜査機関へみずからが申告するということは考えてございません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 じゃ、誰かから告発される、警察当局から逮捕されるまで待つんですかね。

仮の話をしてしましましょう。例えば、あなたの息子が、例えばの話ですよ、おれおれ詐欺みたいにお年寄りから大金をせしめた。ああ、しめしめと思って、家へ帰ってきてあんたに言った。あんたは、「ああ、そらよかったな。警察も行かんかてええぞ」とそのままその息子をかばい続けますか。あなたはそういうふうに子どもを育てますか。

事実を、犯した罪をみずからが捜査当局に自白する、自首するというその勇氣、その気持ちというのはなぜないんですか。言っても、あなたはここの甲良町の行政のトップですよ。一番に法を守らなければならないあなたの立場が、どうして「今、その気はない」。誰かから告発されたり、警察から逮捕されるまで待つんですか。もう一度答えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 再度になりますが、今のところ、みずからが申告する用意はありません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 そういう姿勢でしたら、職員の皆さんもよく見ておいてください。これが今の野瀬町長の姿ですよ。ましてや法をつかさどる、そういう行政の立場、政治を施していくという立場のトップが、自分の犯した罪の償いをしないで済まそうとする、そういう姿勢というのを、もちろん私、このことは町民に訴えていきますよ。

4番目、けじめの一環、懲戒の1つとして、町長の減給処分、給料月額の20%12カ月を求めるがどうかということですが、私はこのことは2月5日の全員協議会で、これはもう皆さん方に示しました。なぜそういうことを言ってきたのか、そして、なぜそういう20%という額の、みずからが減給処分を行えといったことを言ってきたかということは、過日の2月5日の全協で主張してきました。私は、それ以降、町長はこの3月議会を出してくると思っていたんです。うわさでは出るであろう、ただし、20%12カ月ではないけども、低めの率で出そうだということを知ったから、私は修正案を用意したんですが、でも、それが出なかったの、一応その修正案も引っ込めました。しかし、3月20日の最終日までに、みずからの減給処分の条例案、提出しますか。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今のけじめにつきましては、引き続き熟慮中でございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 あのね、つい最近ですよ。西宮市の有名な市長、知っていますか。2月20日に市長をやめたんですよ。その人、読売新聞の記者に「殺すぞ」と言ったその言葉が皮切りに、市の議会から退職金を30%カットすると、議会ではそのように決められて、提案する予定だったんですよ。それを知った今村市長というのが、2月20日に辞職願が出されて、結局30%の減額がなくなったんですが、その方、4月までいくと満額の2,836万円の退職金がいただけた。ほんで、議会はそれを30%、約850万の退職金を減額する案を調べていた。それで、慌てふためいて、市長は2月20日に退職したんです。そのときにいただいた金額が、2,718万。4月までまともにいたら、2,836万。今村市長にとっては、118万の損害で済んだんです。でも、議会は850万強の退職金を減額しようと、議会は一致していたんです。

それと、もう一つ、福島県の川俣町って知っていますか。地元産業の絹のワイシャツ、小売価格6万円で設定しているんですが、実際製作費は1万弱です。そのワイシャツを、町長が贈与というか、いただいたんですよ。町長だけじゃない。幹部職員、31人。それぞれオーダーですから、首の周り、肩、そしてから、もちろん身長、胸幅、そういう計測をして、一人一人に合ったワイシャツを、町長以下31人の幹部職員に渡したというか、あげた、贈答したんですよ。それをある町民が、これはおかしいやないかと。贈収賄につながるのではないかと問われたら、その町長、どうしたと思いますか。もちろん、31人ともオーダーしたそのワイシャツは全部返しましたよ。返したけど、その町長は、みずからの給料を30%6カ月、わずか6万円のワ



イシャツをいただいたことだけで、30%6カ月の減給をみずからが。これ、まだ2月14日の話ですね。私、この記事を見たのが。

今日も新聞に出ていた彦根市長も、監督不行き届きで、要するに、副市長が勝手に業者と談合して建築価格を下げたと。そのことで責任をとって、この3月議会にみずからの減給処分を提案しますよ。

町長、あんたは大きな罪を犯したんですよ。JA東びわこ農業協同組合、組合員は何百人か知りません。でも、あそこに組合から口座を持って、少なくとも1,000世帯以上の方が何らかの形で東びわこ農業協同組合と関係があるんですよ。その東びわこを、推せんもしていただいていないのに推せんされたとうその掲示をして、選挙民、要するにそういう方をだましたんですよ。禁固2年、罰金30万円というその罪に該当することを犯して、その責任、みずからがなぜとれないの。私、20%では安いと思っているんですよ。今、例に挙げた、それぞれ30%。

前の町長は、この議会で、60%12カ月の減俸処分を議会から受けたんですよ。それから比べたら、20%の12カ月、ましてあなたの犯した罪から考えたら、安いぐらいなんですよ。

最終日まで提案されますか。再度尋ねます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 よく考えて判断いたします。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 町長が出されなかったら、私は発議で最終日に提出します。議長、そのときはよろしく願います。

ということで、この1番目の項目は終わりますが、次に、町選挙管理委員会の事務と権限について。

今日、わざわざ選挙管理委員会の委員長、きのうからお越しいただいているんですが、私は委員長でなくて事務局長でもよかったんですよ。でも、あえて来ていただいていますので、ちょっと質問をさせていただきます。

公職選挙法、非常に長い法律であれなんですが、公職選挙法の第1条、法律の目的がありまして、「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」ということがうたわれているんです。「公明かつ適正」という。もちろん、町の選挙管理委員会も運営にあたっては公明かつ適正に行われるということは、これはもう規定ではうたっていませんけども、公職選挙法の第1条にそれがうたわれているということは、当然そのことは町の選挙管理委員会も旨としなければならないというふうに思っているんです。

それで、まず、1番の話なんですが、私はこの選挙期間中、1月27日に、

こうこうしかじかで不正が行われている、推せんもないのに推せんの欄に名前が出ている、おかしいじゃないかと選管事務局へ訴えました。そのときに、その選管は、そういう事実を認知しながら、いかなる対応、処置、どういうことをされたのかお聞かせください。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員長 今ほど、建部議員から選挙管理委員会の対応ということでお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思います。

昨日、宮寄議員の質問でお答えしたとおりでございますけども、選挙管理委員会は、ある行為が行われる前に、その当該行為が違法のおそれがあるかどうかは法律上の見解を述べることができますが、行為が行われてしまったことに対して違法かどうか判断するのは、昨日もお話ししましたように、越権行為となってしまいます。つきましては、違法かどうかの判断および事実関係の捜査をすることができないので、捜査当局である警察に、このビラは虚偽事項ではないかという通報があった事実を伝え、対応のビラをファクスしました。

また、その後、東びわこ農協総務部長から町選挙管理委員会書記長宛てに、東びわこ農協は推せん者ではないと野瀬陣営に伝えたという電話内容があったので、虚偽であったら警察に通報してください、また、その旨を町選挙管理委員会宛てに組織として通知してほしいので、理事長名で文書をくださいと伝えました。

その後、10月27日、選挙管理委員会を開き、農協から文書での通知を受け取り、野瀬陣営に虚偽があったかを文書で確認した上で、警察に文書で捜査依頼をしようと思決定をいたしました。

また、JA東びわこホームページで、「甲良町長選挙で特定の候補者に対して推せんした事実はありません」との掲載をしていることも確認しましたが、正式な文書を受理した上で対応する予定でしたが、しかしながら、農協からはその文書の通知が来ませんでした。

以上が選挙管理委員会での対応であります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 ありがとうございます。

一応警察とか、そういう通報をしたり、候補者宛てに注意を促したりという、そういう行動はとっていただいているわけですね。

選挙管理委員会には何の権限もないと、きのうちちょっと聞かされたので、私、それ以上のことは今言わないですが、この2番目と関連してくるんですが、公職選挙法の235条では、間違いなくその罪であるということはわかっているんですが、町の選挙管理委員会としては、選挙会が、投票の事

務が終了して当選が確定したら、当選証書を当然渡すんですが、重大な選挙違反を起こしても、それがわかっている、当選という結果が出てくれば当選証書、要するに、あなたは当選しましたという証明書を交付しなければならないという規定になっているんですが、これって、どこかにそれを規制するような法はないんですかね。参考にお聞かせください。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員長 結論から申し上げますと、規制する法はないわけですが、町長選挙では、開票の結果が出た後から当選証書を付与するまでは、法の定めによる手続、また、法に基づいた町選挙管理委員会の決定にのっとって当選証書を付与する者を決定いたします。公職選挙法に基づいた手続で当選人を決定するので、選挙運動での違法の有無の判断は司法でしか行えない以上、候補者が違法な選挙運動を行っても、そのために刑に処されない以上、その者の当選が無効となるものではないために、当選証書の付与は規制することができません。

なお、当選人の決定後であれば、公職選挙法第202条に基づき、当該選挙の効力に関し不服がある場合は、町選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができますが、当該選挙から14日以内にしなければならないとなっております。

以上です。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 公職選挙法第206条には異議および審査の申し立てという条項があって、14日以内に選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができるというのがあるんです。私も当選を聞いて、その違反行為があった、選挙無効の訴えを起こそうと、実は思っていたことがあったんです。でも、それはあえてやめました。でも、この条項のあるのは知っていました。

管理委員長、ありがとうございました。

次に、3番目の話、時間がないので飛ばしていきますね。

副町長の設置についてですが、これは私だけじゃない、多分全議員さんに配られたと思うんですが、副町長の設置についてというこのお手紙、こういう文書、書信が皆さん方に来ています。私、それに対して、副町長の設置に関する意見、見解について、町長に返事を出しているんです。これを受けて、返事。

2月吉日付って、これもやっぱり……。吉日付となっている。本当は11日に私とこの家に届いているんですけども。そして、この文書は13日に出しているんです。2月吉日付の副町長の設置についての文書に抗弁すると。

まず、副町長の任務と位置づけている証書事務についてだが、若干こじつ

けの感がある。副町長を置いていないときは、町長と総務課長がその任にあっていた。必ずしも副町長しかできない任務であるがごとき表現は、妥当ではない。そういうことを書いて、以下、私はここ、①、②で出しています。就任早々に楽をすることを考えずに、当分は町長みずからが汗をかき、全力で職務遂行にあたるべきである。真に副町長が必要とされたときに考えたらよい。もう一つ、今、町長は重大な選挙違反を犯し、そのけじめをつけなければならない。そのけじめには、みずからの出处進退が問われることは必然である。しかるに、この時期に副町長の設置はないであろうと。

町長は全員協議会の冒頭挨拶の中で、この最後、20日に副町長設置の同意案件を提出すると言われました。私は、取り下げをこの場で町長に望みますが、町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 確かに建部議員の書面による返信、そして、今いったん申し上げられましたが、コメントをいただきました。

本町におきましては、副町長不在が長いといえますか、常態化しております。私は、副町長がおられるのが本来の姿であるというふうに考えております。人口減少が著しく、そして、自治会、各組織の後継者問題、教育、子育て支援など、取り組まなければならない施策、課題が多くあります。また、不祥事の再発防止をめざして、徴収システムの改善、職員研修などにより、行政事務の正常化をめざしているところであります。また、議員皆さんからは、税データが消失したことや、この間の職員処分は適正であったのか正されており、行政組織として、その折々、事実の検証を行わなければなりません。今こそ町長を補佐し、業務の詳細な検討や企画立案、そして職員の事務を監督する副町長の設置はとても重要であると認識をしております。本町の行政力を高めるためにも、副町長の設置はぜひとも必要であると認識をしているところであります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 どうしても置きたいんですか。

いずれにしても、案件を出すのは自由であります。私ははっきり反対を表明しておきます。

この副町長、就任前、ある人の名前が実名でうわさとして上がってきて、今度はある県会議員の仲介で県職を副町長に据えたいと、そんな話をしているということも、まことしやかにうわさが流れている。案の定、その者を副町長に置こうと考えている。まあ、どういう形にせよ、その副町長がもし同意案件でこの議案に上がってきて、同意がされなかったら、その方に対してどう申し開きをするんでしょうね。

いずれにしても、多数決で同意案件がなされるわけですから、まあ、どうなるかわかりませんが、とりあえず私は、この件については反対の意向を表明しておきます。

そこで、最後に、今後副町長が置かれた場合、私は今反対だと言ったんですが、いずれにしても仮にこの先、町長自身が前で述べてきたこの重大な罪を犯して当選したその罪の償い、けじめをつけるまでは、絶対に副町長を置くことならんという思いを私は持っています。でも、この先、もし副町長を置くとしたら、人件費の抑制、財源投資の軽減策として、町長および副町長の給与月額を町長20%、副町長10%の減額を提案したいと。これはもう答弁は要りません。

ある町では、自分の報酬を半分にして、その半分を、当時は助役とって、その助役に給料をあげていた町も隣であったんですね。そして、ある町でも、やはりそういう財源不足の折から、副町長を置くについては、トップから減額をしてその財源を補ってきたという実例もあります。ですから、甲良町においても、町長みずからが本当にそういう財政難の中での副町長。ある議員さんは、副町長を置くことに根本的には反対なんです。それは、副町長を置くと900万の予算が要る。その予算の財源があったら福祉に回せるというので、頭から反対されている方もあります。そういうことの現状から見て、私はこの減俸策は今後考えていくべきだというふうに思います。

議長、以上で質問を終わります。

○丸山議長 建部議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時33分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

私の取り上げる暮らしを優先する課題についても、行政のトップがこういう、先ほどからの選挙違反の行為が明らかになり、トップが根本的な反省と処罰をみずから受けるということを抜きに、町民本位のいい施策も色あせてしまうというように考えているものであります。同時に、私は10月に行われた町長選挙、現職でもなく、そして挑戦者の野瀬氏でもなく、町民本位の町政を求めて戦った経過からも、振り返ってみて、正しい選択だったなというのを改めて思っています。

それでは、取り上げる課題は、1つ目に、子どもの健やかな成長を支える

施策の充実の問題であります。

町政の役割は、現在において広範囲にわたり、しかも複雑で多種多様な分野にその努力が求められています。私は、一番身近な政治である町政がどちらを向いて仕事をしているかをはかるバロメーターは、子どもの健やかな成長を支える施策の充実を、さまざまな困難があっても正面から取り組んでいるかどうかだと思います。とりわけ人口の激減、子ども人口の減少が著しい甲良町で、また、さまざまな困難な課題を抱えている甲良町では、切実ではないかと考えます。政治の責任として、大人と地域社会のあり方、安定した家庭、貧困と格差の是正こそ、野瀬町長が力を注がねばならないのではないのでしょうか。

豊郷町は、来年度から学校給食を無償化すると予算計上したと聞きました。多賀町は、随分前から高校生への奨学金、月1万円を実施しています。大変喜ばれていると聞いています。また、国、県の保育料軽減措置の前進を機会に、市町村独自の保育料軽減策を拡充する自治体が増えています。政府が暮らし、子育て、教育などにかかる負担を軽減することに大変消極的であることに対し、身近な地方政治が親の願いに応えた施策を充実させているのです。

甲良町政では、何はさておき、子どもたちの健やかな成長、支援、保障する施策の充実が求められていると考えます。今日はそのうちの一部を取り上げさせていただきます。

1つ目は、学校給食の充実の問題です。学校給食は、学校給食法で、おいしくバランスのとれた学校給食の実現、食による食育的、教育的効果と、甲良町の子どもたちの健やかな成長をめざし、学校給食の位置づけからして、現在、広域実施の現状と課題をどのように認識されているのかお尋ねします。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 学校給食法に定められていますように、給食は適切な栄養摂取と健全な食生活を営む知識や判断力を培い、望ましい食習慣を養うことなどを主な目標としております。また、食からつながり、自然を大切にす  
る気持ちを育てることや、食に関するさまざまな勤労に感謝すること、さらに、食の伝統から文化を学ぶことなど、給食による教育効果はとても大きいものだと考えております。

現在、彦根市給食センターを活用している本町の学校給食においても、それぞれの年齢と身体の成長に考慮した給食を安定して提供できていると考えています。その中で、味に関すること、量に関すること、また残食に関する  
ことなどが現在の課題と考えております。各学校の代表者やPTAの代表者、それから市町の事務担当者による給食運営委員会の場では、改善のための協議を進めており、より多くの子どもが喜んでいただける給食の実現をさらに

めざしていきたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 学校給食法の目標、定められています、第2条で7つ定められています。その7つでどういう、前進面や、それから評価、そして課題を抱えているか、検討され、適切な文書表現で保護者や町民に示されたことはありますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 具体的な形ではございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう検討がされていないと理解しますね。

そして、5番目のところに目標に掲げられています「食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」、こうありますが、これと関連で、広域で調理されているこういう問題は矛盾すると私は考えるんですが、地産地消、甲良町のセンターがあったときには、産直組合の組合員の方々がニンジン、タマネギ、それらの農産物を給食センターに出荷されて、地域とのつながりが密にありました。この問題は、この課題では、どのような広域化における損失がなされていると、率直に認めていかねばならないのではないのでしょうか。5番目との関係でどうですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 先ほど申しました課長は、文章として保護者とか子どもたちには報告はしていませんけれども、給食法にかかわる一つ一つは、学校で実施しています。

そして、今言われましたように、給食の世話をしてくださる、つくってくださる、そういった方々に、さまざまな勤労に対する感謝の気持ちを伝えるということは常に学校でやっておりますし、例えば、つくってくださった方にお手紙を書きましようとかいうふうなことでは、機会を取り上げて学校で実施しているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 教育長、現実を直視してもらわなななんですよね。甲良町のセンターがあったときは、地元の方々が努力をして出荷されていきました。それと、やりとりの学校との関係やら、職員とそれから農家との関係が密にありました。有機的にありました。これがなくなっているという現実、認識ありますか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 地産地消をできるだけ受け入れていただくというんですか、地

域でつくられたものを使っていただくというのを、給食運営委員会等でもまた議題にしてやっているところがございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 はぐらかさないでくださいよね。現実、どういうように掌握されているんですか。地産地消との関係、広域給食との関係で、甲良町の産物がちゃんと使われていますか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 申しわけございません。何%とか、どれだけとかいうことについてはきちっと把握できておりませんので、きちっとこれから把握し、少しでも多く使っていただけるように一層働きかけていきたいと思えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 表面上の当たりさわりのないことで済ませていただきたくないんですよね。子どもの成長、しかもおいしくないというのは、いろんな角度があります。広い範囲で、これはおばあちゃん、おじいちゃん、それから保護者の方から聞いています。そういう点でも、課題は山積しているというように思うんですね。

そこで、彦根市との広域で、大量調理、大量搬送という状態で、この法律の精神が直に真摯に具体的に活かせるかどうかを考えておられますか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 確かに、彦根市、豊郷町、甲良町の1市2町で数は多くなりますけれども、法律の趣旨といいますか、そういった形はしっかりと活かしていきたいと思えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、広域の学校給食センターは、何食調理されていますか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 今、現在ということですか。

○西澤議員 はい。

○橋本教育長 彦根市全体で7中学校、それから豊郷、甲良町の2中学校、それから甲良町の2小学校です。最大は、当時で4,000食までつくれるというキャパはありますけれども、現在は3,000食ということになります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ちなみに、甲良町のセンターでやっていたときの給食の数量、ざっとで結構です。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 食数ということですか。

○西澤議員 そうです。



- 橋本教育長 小学校が400食です。それから、中学校が200食で、教職員もありますので、約600食ということでございます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 600でロットでやっていたのと4,000のロット、今は3,500とありますが、それで、材料の調達はロットがそろわなければなかなかできないので、聞いていますのは、結局いろんな大量卸しができる量販店、ないしは量販の卸し業者に依存せざるを得んというんのが実態ではないんですか。どうですか。
- 丸山議長 教育長。
- 橋本教育長 それは、やはり一気に同じ材料が沢山要ることになりますので、どうしてもそのことが準備できるところに頼っていくことになるかと思えます。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 大量搬送しなければなりませんので、よく聞くのはふにゃふにゃの麺、ソフト麺といっても腰がほとんどない、それから、カレーライスでも冷めてしまっているというので、冷めたもの、やわらか過ぎるもの、もちろんこれ、塩気が管理されておりますので、塩の多い食事になれた子はちょっと味がまずいなというのはありますけども、だけども、ぬるいもの、それからやわらか過ぎるものというのは、どういう改善が、方法ができるんでしょうか。
- 丸山議長 教育長。
- 橋本教育長 そういったことにつきましては、各学校から毎日のように意見や要望が上がっておりますので、先ほど申し上げました給食運営委員会で改善を繰り返しております。例えば、カレーライスが冷めているというような場合ですけれども、食缶といまして、そのカレーライスをまとめてクラス分入れるのに、冷めにくいように保温の材質を使って、ふたをただ置くだけじゃなしにばちっと固くとめる、運搬のときに少々動いてもこぼれたりしないように、保温とこぼれ防止等をきちっとしているものを使っているというふうに認識しております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 まあ、広域ですから、しかも広域であり自立圏の関連で事業を展開していますので、マネジメントは彦根市なんですよ。そして、甲良町は意見を言う側。もちろん運営委員会で対等の立場で要望して、そして実現していく部分もあるわけですけども、主要には権限は彦根市が握っている格好でしょう。ですから、私は次に進んで、甲良町独自の給食体制を真剣に考えていかねばなりません。

学校給食法の7つの目標を本当に丁寧にやっ払いこうと思えば、甲良町行政と教育部局、そして学校関係者、保護者、それから町民、そして農家の方々との密な協力で、本当に子どもたちがおいしい食材、給食を提供されて、そして心も体も豊かになる、こういうことをめざして、町と関係者、それから農業関係者の方々との連携が目に見える形で進むわけですよ。広域でいきますと、やはり薄くなるというのが現実ではありませんか。ですから、真剣に甲良町独自の学校給食体制を考える時期に来ていると。広域に合流をした時点から、根本的な総括を振り返るとというのが大事だと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 彦根市、豊郷町、甲良町、それぞれから校長の代表、それからPTAの代表、栄養教諭、教育委員会事務局担当、そして彦根市給食センター職員による給食運営委員会の場で、味に関する課題、あるいは費用に関する課題、あるいは食生活というか、商品に関する課題等を定期的に協議しております。甲良町からの意見も積極的に発言して、取り入れていただいているところです。ここで出されているそういう意見につままして、他の市町との意見も反映し、課題を共有して改善に向けた協議が行われています。

現段階としては、甲良町独自の学校給食を検討するというよりも、3年目を終えようとしている彦根市給食センターの運営を彦根市、豊郷町と一緒に改善していくことが必要だと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その3年の総括の上に、独自の体制が要るのではないかという検討の視野自体はどうですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 すみません。検討の視野があるか……。

○西澤議員 視野に入れるべきではないのかと。

○橋本教育長 今のところ、確かに味がおいしくないとか、そういう幾つかの課題がありますけれども、それは運営委員会等で一層発言し、充実、改良していただくということで、今のところは甲良町独自のということは考えておりません。

もちろん、総括として、よりよく彦根市給食センターが運営されていくように考えていきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ②、③のところを続けて言いますと、まず、広域実施の総括をやりながら、そして、視野としては、学校給食の検討委員会、これは例えばの凡例ですけども、独自の検討方向が要るのではないですかね。どうですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 平成24年12月に彦根、豊郷、甲良の1市2町が湖東定住自立圏に関する協定を結んで、学校給食を通じ、子どもたちに豊かな心や人間性を育むために共同で学校給食センターを整備し、お互いに連携を図りながら1市2町で運営すると定めています。そして、25年にはその給食センターのあり方について継続協議をし、26年に給食センターが建設され、27年4月から運用を開始し、間もなく丸3年が過ぎようとしています。

先ほどからお伝えしていますように、検討委員会ではないんですけども、給食運営委員会を定期的にかけておりますので、その場で給食法のこと、あるいは地産地消のこと、あるいは味のこと、栄養のこと、塩分のこと等を協議しながら、よりよい給食センターになるように努めていきたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 味のことはもちろんですが、地域との連携、そして農家さんの姿、顔が見えるということからも、教育長がぜひ決断をしていただいて、その視野も入れながら、含めて、独自の学校給食体制が要るのではないかという問題意識を持ってもらって、検討会の立ち上げをぜひ求めていきたいと思っております。

2つ目に、この冬季、全国でインフルエンザの猛威にさらされました。それで、町内での汚染状況と対策、それから予防接種の実施率、これのお尋ねをいたします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 インフルエンザ、季節型インフルエンザについてですけども、感染状況については、29年12月7日から彦根保健所管内も流行期に入りまして、12月27日には注意報が発令となっております。町内の教育機関では教育委員会を通じて、高齢者へは保健福祉課を通じて、情報提供と予防の対策を呼びかけております。広報の方でも、12月号でインフルエンザの予防について啓発をいたしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 子どものいわゆる罹病率、統計上、わかるんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 統計上は出ておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それでは、子どもの予防接種率というのは掌握できるでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 任意接種でございますので、掌握できません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 では、学校にお尋ねします。子どもたちの学校閉鎖や学級閉鎖、学年閉鎖という点から見て、子どもたちがインフルエンザにどれぐらいの程度でかかっているかという点は、掌握をされるのでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 すみません。はっきりとした細かいデータを今持ち合わせておりませんが、今年度に関しては、保育センターも含めて、非常に高い確率で子どもたちがかかっており、全ての校園で学級閉鎖をしなければならない状況にはありました。数的なものが今ちょっと手元にありません。すみません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 手元にないということは、報告を求めたら報告してもらえるとということですかね。

○丸山議長 学校教育課長。

○大和学校教育課長 インフルエンザとして正式に学校に報告した数であれば、把握できます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 よろしくお願ひします。

それで、インフルエンザの予防接種に対する補助なんですけど、高齢者には補助がついています。けども、子どもは任意接種です。しかも、複合接種が必要と聞いておりますので、1回5,000円から7,000円かかるようだと聞いています。その点で、ぜひ子どもさんへのインフルエンザの予防接種の補助制度の創設が要るのではないかと、ぜひ求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 高齢者に関しての季節型インフルエンザ予防接種は定期の予防接種ということになっておりますが、それ以外の年代の方に対しては予防接種法には基づかない任意接種となっておりますので、補助の方は現在考えておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ある事例ですけども、子どもさんが学校でインフルエンザにかかって、家庭にもらってくる。そうすると、5人家族、6人家族全部が感染して倒れ込む。幾つかそういう家庭を聞いています。そういう点からも、感染の拡大を防ぐ上で、予防接種の義務化ではなくて、補助制度を甲良町として創設すれば、その蔓延、広がりを予防できる、ある程度予防できていくというのが可能だと思いますが、検討、どうなんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

- 米田保健福祉課長 現在のところは、検討段階には入っておりません。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 町長にお尋ねします。子どもの成長を見守る、保証するという点では、町長も子育て応援の充実を掲げています。検討課題にしてはどうでしょうか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 制度をつくる場合にはいろんな分析データが要ると思いますので、まず、準備段階から検討していただくということにしていきたいと思います。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 愛荘町が、先ほど町長選挙と議員選挙がありました。落選されましたが、1人の候補者がインフルエンザの予防接種、子どもの補助制度を創設するというように表明されていると聞きました。こういう点でも、ぜひとも町長の判断、決断が大事だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。
- 3番目の高校卒業までの医療費、これは拡充をさせて、県下では大変少ない事例です。豊郷町が先進を切って話題になりました。という点では、県下で実施をしていないのを早々と上げていくと、イメージの回復の1つにもなります。その点で検討課題、ないしは無料化の実施の検討を始めるという点ではどうなんでしょうか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 初めての提案でございますので、制度を導入するとなると恒常的な財政負担ということもありますので、十分に検討した上で判断をしていきたいというふうに思います。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 高校生になれば、小中学生と比較しても罹病率がうんと丈夫になってきますよね。いろんな部活などでけがをする場合、これは学校の安全保険ですか、適用されますけども、それが全部が十分ではないというように聞いていますけども、どちらにしても、高校卒業までの医療費の無料化を実施して、少ない予算でも子どもたちを大事にしているというメッセージが伝わっていくのではないかと思います。再度町長の見解を求めます。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 提案をいただいておりますので、現時点では無料化については考えていなかったわけでありまして、そのお隣の豊郷の実例もふまえて検討させていただきたいと思います。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 ぜひ実現ができるように努力をお願いしたいと思います。
- それでは、2番目のJA東びわこ農協推せん虚偽記載の問題でお尋ねをし

ます。

公選法に定められているとおり、各種選挙は日本の国、地方政治の民主主義の基本を成すものであります。今後の野瀬町長の町政運営上でも、政治姿勢の根本が問われる問題であると考えます。同僚議員の以前の、きのう、今日の質問の中でも、改めて浮き彫りになりました。首長の求められる資質は何よりもクリーンであること、これが求められています。そこで、1番目の公選法の第1条の精神を歪めて踏みにじった、こういう認識を、もとのところでちゃんとお持ちでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そう思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、野瀬町長の職歴から見ますと、おわびの文書、野瀬町長が出されたわけではありませんが、後援会の会長や、それから発行責任者の名前で出されていますが、手続ミス、また知らなかったなどで済まされるものではありません。この点で、根本的な反省がされているのでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 反省しております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、私が最初に言ったように、町政運営をする上での根本にかかると言ったのは、選挙制度の根幹を成すもので、町長としての権限の正当性を示す根拠となるルールがあるわけですね。それを出発の時点で踏みにじているわけですから、正当性については首をかしげる、ないしはダメージを受けるということの方が大きいわけですが、それはどのように考えておられますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 何人かの同じ質問を受けておりますので、そのことは肝に銘じて、私としても認識をしているところであります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 昨日、阪東議員の質問に、推せんしてもらえらるであろうという甘い考え方だったというように答えておられますね。東びわこ農協さんの推せんがないことを承知で、選挙チラシとはがきに虚偽の記載をしたことが明白になっています。今日もそれは認められました。そこで、甲良町は農村地域で、農協さんといえば信頼のブランドとなっています。有権者としても、農協にかかわる、また農協の信頼において日常生活を営んでおられる方が沢山おられます。その中で、農協の推せん候補という強力な集票マインドを作用することは、野瀬喜久男候補であれば容易に想定されたのではありませんか。

- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 きの中の阪東議員の質問でも改めて感じましたが、甲良町民の人たち、それから広域農協の、JA全体は広いわけでありますので、その人たちにも裏切り行為というふうなことで、大変迷惑をかけているということは、改めて深く反省をしております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 知りながら、そのビラの発行を行った。手続ミスや、それから知らなかったであっても、27日に履行をし、そして29日の投票日までには何らかの手を打つことができたというように私は思います。そういう経過から、それから、野瀬喜久男氏の職歴から見ても、これは確信犯ではないかと。何人かから私のところに電話がありました。指摘が寄せられています。そういう点では、これはわかりながらやったというのが実態ではないかと思いますが、どうでしょうか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 結果としてそうでありましたが、わかりながらということでの出発ではありませんでした。個人としての弱点、未熟もありますので、そのことに対しては申し開きが立たないというふうに思っております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 集落懇談会をされました。13字を回られて、ある字の参加された方から、この緑色の訂正とおわび、これが出たにもかかわらず、町長みずからは、この選挙違反、虚偽の記載をしてしまったと、申しわけなかったという一言は一つもなかった、どういうこっちゃと言って、私に問い合わせの連絡があったのが数件あります。こういう点では、重大なミスをしたというのは、27日に農協さんが推せんしていませんよ、そしてそれをインターネットのホームページで確認をして、そのことがわかった時点で、年内、つまり2017年中におわび、本当に申しわけなかったと。つまり、重大なミスを過失でやったのなら、なおさら率直におわびをされて普通だと思いますが、1月17日に新聞折り込み、しかも野瀬町長の名前ではないんですよね。後援会長と、それから野瀬欣廣議員の名前入りのチラシです。この点では、やはり率直に重大ミス、選挙違反を犯してしまった、推せんがないのに推せん状をいただいたように記載をしてしまったことを申しわけなかったという心底の反省がない証拠ではないですかね。どうですか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 十分におわびが伝わっていないというご指摘でございます。この件も含めて、深く反省をしております。
- 丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 建部議員も指摘をしましたが、公選法上、挨拶文の記載は禁止されているからというように拡大解釈をして、挨拶状、つまり当選のお礼とか、それから季節柄の挨拶の中で野瀬喜久男氏を売り込む、支持を求めるといった文書が禁止されているんです。チラシで、一般的に発行されるもので、推せんや支持を求めなければ、自由な野瀬喜久男氏としての政治活動です。ここまで禁止されているから出せなかったということ自体も、認識不足というよりも、率直におわびをするという姿勢があったのかどうか、問われますよね。そこはどうなんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おわびをするという姿勢はずっと持っておりまして、考えてきたことをごさいまして、結果としてそんなチラシになったということをごさいます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 おわびは考えるものじゃないんですよ。すぐさま重大な違反行為があったことをみずから認めた上では、町民の前に出たら、申しわけなかったというのがまず第一じゃないですか。そして、年内に、そして1月号の広報こうら、ここにおわびがあつて普通だと思いますが、その辺の率直さ、私はなかったというように思いますが、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 至らなかつたと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、身の処し方をどういうふうに考えているのかという点でお尋ねをしますが、みずから明確なけじめをどうつけるのかというのは、町職員の方々、とりわけ幹部職員の方々がいろんな不祥事、これ、54件ですよ。元収入役を除けば、54件の不祥事が列挙されています。その中で職務怠慢は24件です。職務怠慢というのは、法令違反に準ずるところですよ。つまり、守らねばならないのを守っていない。職務専念義務違反と同等だと思いますが、そういう点でも、「しっかりせえよ」というふうに諭せるんですか。職員に向かって。幹部に向かって。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃること、事実でございまして。身の振り方、考えていきたいと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、この問題は刑事責任や、それから政治的な責任、それから道義的責任も加味しているというように思いますが、その点、どのように捉えるつもりですか。



- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 建部議員にも申し上げましたが、けじめのつけ方については熟慮をしております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 職員に対する指導、町民に正しい道をとるように説き明かす、論ずることができるのかについては、大変私は疑問に思っています。問題となってくると思います。何よりも、去年の町長選挙は、町政の信頼を回復する、滋賀県一の、日本一の町にすると宣言したのではありませんか。その宣言にふさわしい責任のとり方を町長自身が示さなければ、町政の信頼を回復することは大変むなしく響いてきますが、見解を求めます。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 そのとおりだと認識をしております。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 それにふさわしい身の処し方、刑事責任の取り方も、出方を私たちは注視していますので、よろしくお願いします。
- そこで、信頼できる行政への改革の道筋についてなんですが、公金横領事件の結末、刑事事件の結末と、それから町政そのもののシステムの信頼性を勝ち取る、回復するということとの関係もあります。この監査委員の監査結果を受けた後の対応について、まずお尋ねします。
- 丸山議長 税務課長。
- 福原税務課長兼教育次長 監査結果を受け、全協でも提出させてもらいましたが、各税別、年度別に被害額の洗い出し作業を行いました。今後はその資料をもとに充当作業を行う中で、システムの整理を行う必要があると考えております。
- ただ、年度が不明、税目が不明というものもありました。それについては、十分に話し合い、検討しながら充当する必要があると考えております。
- 以上です。
- 丸山議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、刑事事件の方の詰めであります。民事とも関連をします。損害賠償を求める相手、小島は自己破産が認められているんです。残りの金額を弁済、弁償することに厚い壁が想定されますが、どのようにして克服し、被害回復をさせる予定なのか、その方策をお尋ねします。
- 丸山議長 税務課長。
- 福原税務課長兼教育次長 現在、被害額、公金と事務的経費の遅延損害金を計算して、弁護士の方に相談しているところでございます。これも全協の方で報告させてもらったんですが、西川議員の答弁と同じで、今後請求をして

いく中で、請求した後の状況を見て、法的手段も必要かなど。そのようになったときにつきましては、適切な対応をしていきたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その損害賠償を求める額ですが、残りの一千数百万とプラス事務的経費、それから甲良町がこうむった損害の被害額を算定して、2,000万近くになると私は思いますが、今のところまだ、金額は出ているんですか、出っていないんですか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 今のところといいますと、遅延損害金を計算しまして、現在もう弁済してもらっている額があります。その差し引き額については、計算はしておるんですが、すみません、手元にありませんので、その金額については報告することは可能であります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 残りの金額と事務的経費、合算すると、あと幾ら請求するんですか。ざっとで結構です。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 本当にざっとなんですが、一千四百、五百ぐらいだったと思います。間違っていたら申しわけないです。また訂正させていただきます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 システムの改ざんなどで信頼を失われたことなどを、いわゆる慰謝料、甲良町がこうむった慰謝料を請求しようと思うと、さらに金銭では計算のつかない算定方法があると思いますが、それは相談されていますか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 今、議員が言われる損害をこうむった部分といいますと、なかなか金額の算定というのは難しいものであります。今のところ、その部分についての請求は考えておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 小島の自己破産決定で、最大の債権者は小島元被告の親ですよ。彼を含む家族が犯罪で得た利益と、弁済済みの金額を差し引くと、現在でも約2,000万差があると思いますけども、2,000万円の利益が上がっている計算となります。町民側の被害を考えると、実額ではない、システム改ざんによる被害、信用を失墜させた被害、町民関係者がこうむった精神的な負担、これらを被害額に換算すれば相当な金額になると思いますが、こんな理不尽なことを許しておいてはならないように思うんですが、その立場と、金額は結構です、わかれば言ってもらったらいいですが。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 金額についてはわかりません。ただ、議員がおっしゃるように、いろんな職員の苦痛だとか、住民さんの思いというのは確かにわかります。

ただ、その辺について、先ほども伝えたように、その部分の被害額をどういうふうに計算するのかというのがあるんですが、今の段階では請求の方は考えていないというところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 精神的苦痛をどういうふうに計算するかは、既に判例や、それから弁護士がいろんな事例を持っていますので、それで換算をして、ぜひとも積算をするという立場で臨んでいただきたいと思います。

それで、大事な甲良町の税の納入データ改ざんによる町のシステムに対する信頼が根本から崩れている現状を、どのように打開していくのかという問題なんですね。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 収納額に対する日時処理というのを毎日行っているんですが、以前はその処理が適切に行われていなかったと聞いております。そのために容易に改ざんができたというふうに聞いておりますので、現在は担当者の方から、システムから出る日計表、また担当者がつくるエクセルでの集計表、それと納税済み通知書、またそれ以外に端末入力報告書、これは会計の方に提出するものなんですが、それを全て提出してもらって、課長の方で確認をしております。

なお、会計室においても同様の確認と突合を行ってもらっております。

また、会計では、システム出力の収納実績を、徴収対策会議で税務課から抜き打ちで提出を求められていることから、容易にシステム改ざんができないような流れをつくっております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 小島に請求する上で、証拠不十分となったグレーゾーン、これが約7,000万円、データ数で万をはるかに超えると思いますが、その一つの突合作業が必要と考えられますが、その方向はどうなんでしょうか。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長兼教育次長 現在のところ、どういうふうにしていくかというのはまだ考えておりません。ただし、今後、今行う作業を終了後、徴収事務に入るんですが、そのときにはどういうふうにしていくかというのを十分に検討する必要があると考えます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 4番目に移りまして、北川町政の時代に町がこうむった差し押さえ延滞金のうちの半額を返還した金額、それは損害だと考えます。民事上、道義上、責任を明確にする必要があると考えますが、返してはならない延滞金を返したのですから、町の被害として回復の措置をとるのが当たり前ではないかと思えますし、実務上も政治判断としても重要だと思えますので、町長の見解を求めます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘のとおりでございます。私としては、前町長に損害額の請求を求めるべく、その書類作成について顧問弁護士と協議をしているところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 その正論を通す上でも、選挙違反の問題のけじめをつけるというのが大事ですので、お願いしたいと思えます。

2つ目の、甲良町行政が町民に親切になったと評価されるには、さらに努力と具体的な改善が必要です。行政機構、体制を改革の中で、仮称「なんでも相談室」の設置、町長室を1階に移設することをぜひ検討いただきたいと思えますが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 住民の方が、苦情であったり、不満であったり、行政との行き違いであったり、役場へお見えになる場合があります。ときには、内容によって町長も面談しなければならない事案があると思えます。そういう意味から、来られた方の相談ができる場所というのは必要かというふうに思っておりますが、町長室をすぐさま1階におろすということについては、今のところ考えてございません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 甲良町がようになったな、信頼がおけて、そして誇りが持てるような町にしていくには、前途多難、いろんな山、谷、控えているように私は思います。その一つ一つを解決して、本当に町民が心の底から住んでよかった、また、住み続けたいと思える町としていくために、1つずつの解決を皆さんとともに進めることを表明させてもらって、質問を終わらせていただきます。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 すみません。4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行いたいと思えます。

平成29年度最後の一般質問になりますので、年度内に起こったことなど

の総決算としてお聞きしますので、しっかりとお答えください。また、最後までのお返事がいただけないことを聞きますので、あやふやに終わらせないことがありますので、よろしくお願ひします。きのう、西川議員の方から言いましたように、議会での偽証罪ということもありますので、しっかりとそんなことがないようにお答えください。

それでは、1の人口減少について問うということなんですが、きのう、阪東議員の方からこのことは質問されておりました。3番までの、中日新聞のことまでちょっとありましたので、ここは省略させていただきたいと思ひます。

次に、4番のところだけお答えください。ずばり、人口減少に対して秘策があれば、お尋ねします。

○丸山議長 企画監理課長。

○宮川企画監理課長 議員が申されます秘策という言葉に対しては、こちらの方では持っておりません。ただ、現状の施策を今後も継続して検証し、実施していくことはもちろんなんですが、集落懇談会において各字の皆様にもご説明させていただきましたが、平成30年度は関係人口に軸足を置いて、人口減少対策に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、大学の教授であります先生ですとか学生に実地調査やワークショップで各字に入らせていただいて、住民の方、そして行政と連携して、地域に適した人口減少対策を検討、実行していくことで、地域のコミュニティーの再び活性化を目標にしております。これまでの移住・定住人口や交流人口を増やすことを目的とした施策と併せて、両輪で人口減少対策を行っていききたいと考えております。このことが、秘策ではなく、今後の妙策ですとか妙薬となればと考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 まあ、大体わかりました。人口減少は全国的な問題になっておりますので、本当に難しいことですが、甲良町が消滅するというような新聞記事もありましたので、いろんなことに取り組んで、近隣の市町村のように、新聞にも載っていましたが、ほかの市町は流出、減少が少なくなっておりますので、甲良町もそのように頑張ってください。

次に、(2)の働き方改革について問うということで、1の現在、甲良町の職員の時間外労働は月に何時間なのか、お聞きします。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 山田議員の質問にお答えをさせていただきます。

直近の数字といたしまして、平成29年12月の時間外労働は、1人あたり7.9時間でした。平成30年1月に実施しました時間外労働につきまし

ては、1人あたり8.5時間でございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 昨年度と比べて時間外が増えているのかどうかと、金額別でどのぐらいの差があるのか、ちょっとお答えください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 昨年度、同じ月で平均をとらせていただきますと、昨年28年12月現在で、1人あたりは6.7時間でした。平成29年1月が、1人あたりが7.4時間でございますので、それと比べますと時間数は増えております。それに伴いまして、支出金額も増えている状態でございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やっぱり金額はちょっとわからないということで、いいんですけど、次に問題になるのが、課ごとですね。比較してどの課が一番多くなっているかとか、そういうことは、どの課になりますかね。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 30年の2月と29年の2月を比べた場合、全体的な数字で比較はまだ……。ちょっと表は今持っておりませんが、総務部門でありますとか、社会福祉、民生費の部門でありますとか、あとまた保育園の部門などが、30年2月と昨年2月を比べますと、増えているというような状況でございます。

全体を見まして、昨年度とどのような内容のものが増えているのかということを検討しましたところ、やはり時間外労働といいますのは、平日の部分の時間外だけでなく、土日の部分も含んでおります。そういうことも含めまして、昨年度28年と29年を比べますと、例えば台風の時期、その時間に夜の勤務、6時間ごとの交代で勤務をしたというようなことでありますとか、新しい事業が増えた場合の勤務が長くなったというような、そのような実態の把握をしております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次の②ですけど、これ、ちょっと今お答えいただいていると思いますので、その中で、やはり管理職と一般職ではどのように時間が多いのか、お答えください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 今、申しあげました時間数と申しますのは、時間外手当を払った時間数を申しあげましたので、管理職に関しましては手当が出ませんので、まことに申しわけありませんが、今現在、管理職の時間数につきましてはちょっと把握いたしておりません。お答えしかねます。申しわけありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 管理職に対してわからないということなんですけど、やはり管理職も、毎月の時間外はどのぐらいやっているのかという把握はしていかないといけないと思いますので、これに対する心のケアというの、ちょっと私の方のところでもやっていますので、その辺のところ、やっぱり管理職も時間外が多くなってきて、健康も害するということになってはいけませんので、その把握の方も総務課でこれからやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次、3番の質問に入りたいんですけど、中日新聞、働き方改革というふうに大手のにはこういうふうな新聞に載っていたんですけど、こういうなんで、時間外ということに対しまして、甲良町はどのように取り組んでいるのかというのをちょっとお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 山田議員がおっしゃいました中日新聞の記事を読ませていただきました。大津市、タイムシートというのを導入されて、残業が月30時間を超えた職員の場合、どのような仕事をするのかということを確認に紙でもって報告するという仕組みであるというふう聞いております。甲良町といたしましては、そのようなシートというものは導入させていただいておりませんが、このようなものがあるということは知らせていただきましたので、また今後の取り組みの参考にはさせていただきたいと思っております。

甲良町といたしましては、今現在は、月に残業が60時間を超えた職員につきましては、どのようなことであったのかというような協議はいたしております。そしてまた、29年度からは宿直業務を民間に委託させていただいておりましたり、また、今後包括業務委託なども含めた形で働き方の改革をしていきたいと考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今ちょっと委託とかということをお聞かせしてもらったんですけど、この点で、委託したことによってどのぐらい職員の負担が減ったかというのは、把握されているんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 宿直業務でございますので、夜の宿直業務を今、民間に委託しておりますので、その分につきましての時間数は減っております。金額は、ちょっと申しわけありません、今のところは持ち合わせていません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 すみません、いろいろ質問を増やしたので、ないということなんですけど、次のタイムシートのこと、先ほどお答えいただきましたん

ですが、そこで、1日何時間やっているとか、4の質問で、タイムシートのことでもた言うことがあればお願いしたいのと、それとやっぱり1日に何時間やっているかというのは、何時間までとかそういう決め事はないんでしょうかね。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 甲良町におきましては、時間外労働につきましては、システムで管理をいたしております。時間外労働を行う際には、必ず職員が、管理職、上司に、本日どこまで、どのような業務でやりますというような伺いを立ててからやる仕組みになってございますので、管理職は、時間外については、何時まで、どのような仕事をやるのかというようなことは把握している状態になっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 課長の方は把握しているということなんですけど、その課長が一人一人の時間外を把握しているとは思いますが、極端に1人の人が多くなったりしたら、どういうふうにやっているのか。課長との面談とかもまたされているんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 先ほどのご質問でもお答えはさせていただいたんですけども、1カ月60時間を超える場合には、どのような業務があったのかということが必ず給与の方のチェックで入りますので、そちらの方で、総務課の方から、その対象になった課につきましてはヒアリングを行うようにいたしております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。60時間ということを決めているということなんですけど、それだけじゃなしに、やっぱり毎月、課長とそういうようなことも話し合って、どうしても皆さんが、1人が増えるということはやっぱりあきませんので、そういった点、業務の改善等やっていただいて、減らす方の努力をしていただかなければいけないということはちょっと感じますので、よろしくお願ひしたいのと、5番目がそれなんですけど、今後、時間外労働を減らすことに対する取り組みがあれば教えてください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 山田議員がおっしゃいますように、やはり管理職がその業務を把握するというのと、また、その業務の量が1人の者にかかるようなことがないように、例えば総務課ですけれども、必ず月の初めに業務量を話し合いまして、その仕事が増え負担にならないかどうかというような確認をいたしておりますので、今後もそのようなことで、業務量と、あと、その人にか



かる仕事量というものを適正に見ていきたいと考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そこで、よくノー残業デーとかいうのを決めているところ、月に何日間とか、そういうのがあるんですけど、そういうことは現在はどうなっていますか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 前は水曜日がノー残業デーでしたけれども、ちょっと今そのノー残業デーがなくなっている状態になっておりますので、今、働き方改革でありますとかいろいろなことが言われておりますので、そのようなことも検討していくべきだと考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、お話しさせてもらったら、時間外労働が増えてくると、やっぱりストレスがたまったりして体調不良になったりしますねんけど、この場合に、時間外を出しづらくなるとか言って、サービス残業が増えるということもまたいけませんので、よく現在言われています過労死とかいうのもありますので、やっぱりできるだけ減らすことが理想です。また、働き方改革、本格的に取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、(3)のごみ処理場建設について問うということで、5つの質問に入りますが、これ、写真を撮ってきたんですけど、岩倉、松尾、東出もあります。そういうことで、東出、また言うので、ちょっと看板ができていますけど、今後この竹原地区に対して、どのようになっているのか、ちょっとお聞きします。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 すみません。今、お写真をお見せいただきましたので、ご報告申し上げます。

現在、議員のおっしゃるとおり、そもそもの愛荘町竹原区でのごみ処理施設建設につきまして断固反対という岩倉区、南北松尾寺区、東出区においては、今、写真を見せていただいたとおり、建設反対の看板が設立されております。

彦根愛知犬上行政組合より報告を受けている内容につきましては、昨年6月に決定をしてから、計8回住民説明会をされましたけれども、そういった中で、環境面での影響、車両の通行ルートや安全対策、断層等の災害リスク、候補地選定の理由や経過、周辺地域に対する補助やメリット等のご意見を沢山いただいております。しかしながら、今看板をお写真で提示していただいたとおり、建設自体に断固反対という地区もございまして、大変全体として

厳しい状況を迎えているというのが現在の状況として報告を受けております。  
以上です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そのことを受けて、甲良町の方にもそういった反対という声とかが上がっているんでしょうか。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 建設反対というご意見は、直接甲良町担当課の住民課の方にはお伺いはしていない状態でございます。けれども、建ったら、通学のときのごみ、パッカー車等の通学ルートとかはどうなるのですかというような問い合わせ等はあったことがございます。

以上です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、西明寺さんの方もまだ反対の看板が出ているんですけど、西明寺さんの意見、竹原地区になることに対してはどういった意見が……。話し合いとか、あったんでしょうか。聞かれていますか。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 行政組合さんの方のお話については、報告を受けているものはございません。町といたしましても、直接行政といたしまして西明寺さんに確認をとったということにはございません。けれども、直接一度行かれたというお話は、うわさで聞いてはおるという状態です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次の2の質問ですけど、今後のスケジュールはどのようになっているのかお聞きします。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 大変厳しい状態ということで、今後のスケジュールといたしましては、地域住民の方のご理解をいただけるよう、皆さんに十分お話をお伺いしながら、丁寧に取り組んでいくということが共通の認識でございます。

そういった中で、来年度におきましては基本計画の策定、また地質断層調査等、また31年度から32年度につきましては施設の整備基本設計、また33年度には環境アセスメント調査、また34年度からは造成工事というような形で、39年度の本格稼働については、現在当初の計画からあまり変わっていないという状態ですけれども、やはり皆さんのご意見をお伺いしながら、計画の方の適宜の修正が必要な場合には再度検討はしていくというような内容になっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。

平成29年8月31日の中日新聞で、建設地の決定変更には議会の議決が必要とする条例案を賛成多数で可決したと載っていたんですが、それはどういことでしょうか。

○丸山議長 住民課長。

○村岸住民課長 選定用地の候補地ではなくて、設置に関する同意案件という形で議会の議決が必要ということで、行政組合の方の議会に提出されまして可決されましたので、今後設置に伴いましては、場所につきまして、行政組合の方の議会での同意が必要という案件になっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。

愛荘町竹原地区になったことによって、この前の愛荘町の選挙もすごく影響があったように思われます。先日、西明寺の住職さんにお伺いになって、ちょっと愛荘町のことを聞いたんですけど、先ほど言われたこの看板の地区以外にも反対を表明されている地区もあるということで、西明寺さんも反対ということもはっきりと言われました。また、松尾寺区にある金剛輪寺さん、また百済寺さんということも、湖東三山は全部反対を表明しているということなので、またそういうようなこともありますので、難しい状態になったことは事実です。そのことを考えてやらなければならないという甲良町の立場になってくると思いますので、またその点、進展があったりしたら報告していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、(4)からのパソコンのデータ削除について問うということで、ここからがメインですので、よろしくお願いします。

それでは、1、横領事件にかかわる2,000件のデータ削除が行われたが、調査中ということであったが、調査はどのようになったのかをお聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 これまで、かなりの議員さんから、私の就任以前も含めてこの件のご質問をいただいております。それから、本日の山田充議員の質問にもございました。内容につきましては、誰が消去したかについては確定ができていないということと、前町長については、担当者に口頭注意をしたということとでございます。

山田充議員に答弁をした内容でありますので、改めてこのことが事実であったのかどうかということをおまえまして、その洗い出し作業をしながら、検証して、行政組織としての再出発をしなければならないと思っています。具体化につきましては、早くその作業ができるように準備をしていきたいというふうに思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今の答弁において、まだ確定ができていないという答弁なんですけど、実際議員からの情報公開請求によって、もう経過書、てんまつ書なんか、私、持っているんですけど、これによって、もうはっきり誰が消したというのがわかっているんですね。もう、書かれている以上。それと、総務民生に出されていた経過書、あそこにも職員Aが、わからないというか、消去したということも書かれていました。それによって、完全に誰やというのが確定はしていないというお答えなんですけど、これを見る限りはもう確定されているんですけど、そこら辺も含めて、もう絶対やるということによろしいんでしょうかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今までの流れ、経過も含めて、もう1回おさらい、洗い直しをして、しっかり行政内部として検証するということをやっていきたいと思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと質問に困る。もう確定しているのに、これから調べるといふことなんですけど、これに対してしっかりとやらなければいけないのに、まだそういう答えしか出てこないというのが、ちょっと僕は不思議で仕方ないんですけど。それに対して、これをやって、きちっとした処分、やっぱり消すということは……。共有ファイルになるのかな。共有フォルダに入っているものということは、課員が全部、使うために置いておいたということですし、はっきり中身も、見覚えのない複数のエクセルファイルを削除したとあって、これ、総務民生常任委員会に出された資料によると、ここにもそういうふう書いてあるので、見覚えがなかったら消すのかということになってくるので、大体こういう答弁も、民生常任委員会でここに書いてくるということ自体、もうおかしいと。見覚えのないファイルを消したと。共有フォルダ内にあるのに、何で自分が見覚えのないのを消すのかということ自体、こういうふう書いて、ここに報告を総務民生常任委員会でしてきたということ自体もおかしいことなので、ここはしっかりとやっていただかないと、これがまた、皆、そういうことをされたらどうなるかということがわかりますので、しっかりとこれはやっていただきたい。私はそう思いますので、総務課長、そのときに言っていたんですけど、あなたはどのような見解を持っていますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 当時、総務民生委員会で、たしか4月10日、その話が出たので、委員会に資料がなかったということで、当時の委員長の方から一遍何

か聞き取ってくれみたいな話が出ましたので、まず報告書が出ていました。ほんで、情報公開で持たれている。その事実関係をまず時系列に並べて、当時携わった関係職員で、その時点でいた職員の聞き取りを総務課としてしました。その事実をペーパーにして総務委員会に出させてもらった経緯があります。その時点で、誰が消したかということは特定できないという報告もさせてもらっておりますので、当然特定できない以上は処分の対象にはならないというような見解を当時、述べさせてもらっております。

ただ、今回町長が就任されて、一連の横領事件の後、ちょっと一連のそういう問題があるので、第三者を入れた懲戒の組織をつくりますので、もう一度そこで洗い出してお意見を聞いたかどうかという町長の方針がありますので、その手続を行っていききたいなというふうに思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今の答弁で、まだ特定できない。この資料、総務課、持ってへんのですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい、持っていますよ。うちが出しましたので。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、総務課も誰がしたかというの、これでわかりますわね、普通でしたら。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 2, 0 0 0 件のデータを消したというのが特定できたということです。

○山田裕康議員 ちょっと意味がわからない。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 聞き取った中で、本人が言われた事実を書いていますので、複数のそのエクセルを消したという発言はありましたので、そのように発言をまとめて出させてもらっています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと曖昧過ぎやけども、消したと言うていてもこういうふうになるんでしたら、ちょっとここはもう、問題がありますので。すごくこれは問題になりますので、ちょっとしっかりして、これ、やってもらわないと、ここにちゃんと出てきているやつが、ほかの職員も書いているの、ほかの職員もうそをついているのかなとなるんですよ、これ。はっきり言うて。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ほかの職員も確認はしていますし、この発言内容については、議会の方に公表するという前提でまず聞き取りを行っておりますので、本人が

正直に申告されているということかなというふうには思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 本人がそう言うてるし、消したというのは1人しか報告は全然ないということは、もう1人しかないので、ほかに消したということを証言している職員はいないので、もうここはしっかりせんと。ほかの職員にそんなことになっては絶対いけませんので、はっきりとしたことをせんと、これ、いけません。先ほど町長が言われたように、もうそういうふうにするということでしたら、それに対して全力で取り組むということ、総務課長、宣言してください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 町長の指示でありますので、そのように検証作業なりをどのように進めるかというのは、内部で協議しながら進めていきたいと思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、絶対やるということなので。やっぱりこれは、ほかの職員でも何をしてもいいんかということになってくるといけませんので、しっかりとしていただきたい。

それで、次の質問なんですけど、これも前町長の延滞金の違法返金問題に係る交渉記録データを削除したことに対して、どのように対応されたのかというのをちょっとお聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 全体的なことを先に申し上げます。

平成29年9月議会の野瀬議員の一般質問でもこのことが取り上げられた記録がございました。交渉記録は、甲良町情報公開条例の解釈および運用基準において、公的な管理下にあるものと言えないため、公文書でない、よって対応はしないというふうな答弁がなされてあります。同じく同年の9月議会、岡田議員からも一般質問がありまして、行政文書にあたるのではないかという指摘に対しましても、その定義に当てはまらないというふうな答弁でございました。

内容であります、そこで公文書であるとか行政文書に当てはまらないということでもありますので、ここで公文書の定義を調べてみました。法律がありまして、公文書等の管理に関する法律では、「行政機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」というのが法律の解釈です。それから、本町での、甲良町の情報公開条例の第3条に定義があります。ここでは情報と言っていますが、文書というふうには解釈もできるわけ

でありますので、「情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書であって、当該実施機関が保有しているものを言う」と。それから、甲良町文書管理の手引書がありまして、そこには「公文書とは、国、地方公共団体において、事務上、処理すべき全ての文書」ということも書かれています。また、全体検証の中で、このことの定義もふまえて事実を洗い出しさせていただきますが、ここでの公文書の解釈はさておいて、交渉記録が削除されたのかどうか、事実の検証をして、改めてこのことについては検証が終わった段階で議会に報告をしなければならないというふうに思っています。

いずれにしても、2,000件のデータ、そして、この交渉記録のデータ削除の件については、議会からも何度も質問、ご指摘をいただいておりますので、もう一度作業をやり直す、洗い出し、事実の検証をするということをして、議会に改めて報告をさせていただきたいと思っています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。

これ、削除したということはもう確実ですし、今、来ておられます関テレに取材に応じて、「私が消しました。町長、副町長の命令で消しました」と言って完全に本人も認めていますので、このことはもう明白ですので、絶対にこちらの方もしっかりとした対応をしていただかないといけません。

次に、交渉記録についてちょっと確認をさせていただきたいと思しますので、建設水道課長、保健福祉課長、教育次長、税務課長に聞きますが、不納欠損をするときに、何をつけて議案を回しているんですか。お聞きします。

○丸山議長 これは誰からですか。

○山田裕康議員 言える人から。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 一連の、今、不納欠損をした数字等はあれなんです、失踪されているとか会社がなくなったとか、そういうときにはそういうような資料もつけさせてもらっていますし、もちろんその機会にあった交渉記録、従前ですとないやつもあるんですが、あるやつについては添付をさせていただいて、最終、町長決済をもって不納欠損をさせてもらっているところでございます。

○丸山議長 教育次長。

○福原税務課長兼教育次長 教育委員会につきましては、昨年28年度の決算で1件か2件ほどありました。それについても、今、建設水道課長が答えてくれたように、昨年から交渉記録の方もつけております。内容をちゃんと課長が確認した上で、徴収対策会議にかけて欠損の方を行っております。

○丸山議長 次、保健福祉課長。

- 小林保健福祉課長** 保健福祉課の方でも同様でございまして、生活の状況把握をした調査票と交渉記録、それから、今までの収入ありがたいった状態で収納されているか状況把握をさせていただいた上で、徴収対策会議にかけさせていただいて、不納欠損の方をさせていただいています。
- 丸山議長** 山田裕康議員。
- 山田裕康議員** そしたら、同じ課長に聞きますけど、今言われている交渉記録なしで業務を行うことができますか。
- 丸山議長** 保健福祉課長。
- 小林保健福祉課長** 交渉記録がないと、その方の徴収記録の方が、担当者によって反応が変わったりしますので、私の方は必要やというふうに考えております。
- 丸山議長** 建設水道課長。
- 中村建設水道課長** 正直なところ、従前のやつについてはないものもございしますが、現在については、そのようなことがないように、交渉記録については必ず転記をすると、私も確認をすると、決済をとるというシステムで動いております。
- 丸山議長** 教育次長。
- 福原税務課長兼教育次長** 保健福祉課長が答弁したとおり、確かに担当がない場合だとか担当がかわったときに、それがもとになっての徴収業務を行うことになりますので、大事なものだとは思っております。
- 丸山議長** 山田裕康議員。
- 山田裕康議員** それで、今、答弁された全課長に聞きますけど、この交渉記録というのは極めて重要な文書であるか、ないかというのを、全課長、教えてください。
- 丸山議長** 総務課長。
- 中川総務課長** 当然、交渉記録については、交渉した記録を記載するものやと思っております。ただ、その記載した内容は組織で共有するものやと思っておりますので、共有ができれば、前も言いましたが、当然公文書というような扱いにもなりますし、みんなで共有するためのものなので、そういう仕組みが要るのではないかなというふうには思っております。
- 丸山議長** 企画監理課長。
- 宮川企画監理課長** 今、総務課長が申しましたとおり、組織としての共有物として、これは利用するものであります。それで、交渉記録といいますのは、企画監理課の方ではほぼそういうお金のやりとりとかはないので、その件についてはないんですが、今後組織で共有するものについては、交渉記録は必要だとは思っています。



- 丸山議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 同じ保健福祉課の中で2人課長がおりますので。交渉記録については重要なものだと思いますし、組織で共有していくべきものと考えております。
- 丸山議長 住民課長。
- 村岸住民課長 住民課におきましても、交渉記録は非常に重要な書類と考えておりますので、組織内で共有を図ってまいりたいと思っております。
- 丸山議長 産業課長。
- 北坂産業課長 産業課には、交渉記録といいますか、つけておるものはありませんが、当然、住民さんとの間の交渉が必要だと考えております。
- 丸山議長 人権課長。
- 中川人権課長 人権課でも徴収業務がありますので、交渉記録は必ずつけてもらって、保管して、職員が共用して使っている文書ですので、大事な記録やというふうには思っております。
- 丸山議長 会計室長。
- 西村会計室長 交渉記録は重要な書類ではございますが、それを組織で共有しているかどうかで、公文書であるか判断したいと思います。
- 丸山議長 学校教育課長。
- 大和学校教育課長 学校教育課として、先ほど教育次長が申しましたように、情報共有は必要やと思います。教育、総務は主に担当しておりますが、学校教育課としてもきちんと情報共有はしておくべきだと考えております。
- 丸山議長 以上、全部。
- 山田裕康議員 いや、建設水道課長。
- 丸山議長 さっきの答弁……。
- 山田裕康議員 さっきの答弁でよかったら、ほんで……。一緒ですね。
- 中村建設水道課長 はい、そうです。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 今お聞きしたんですけど、全課長が交渉記録は重要な文書やということで、絶対共有してやらなければいけない、業務には絶対必要不可欠なものやということが、今、証明されました。
- この前に、今とらせてもらっている、これ、報道ランナーによって出されています。そこで、甲南大学法科大学院園田寿教授によると、と書かれています。先ほど会計室長が言われましたが、仮に公文書でなくても、公務のために使う文書を消去すれば、公用文書毀棄罪にあたる可能性ということで、3年3カ月以上7年以下の懲役というふうになっています。公文書でなくても、今言われたように、共有データでみんながやっているのを消すというこ

とはこの罪にあたるということですので、総務課長、ここもしっかりやってもらわないと、あやふやにやってもらったら困る。これ、刑法ですので。そこをしっかりとってください。そうでなければ、今、課長全員が重要な文書やと言われていています。ましてや、共有フォルダに入ってID管理されている文書ではないんですかね。ID管理されている文書ではないんでしょうかね、交渉記録というのは。どういうふうになって、どこに管理されていますか。そこをちょっときっちり。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 交渉記録にもいろいろありまして、例えば事業の関係で交渉したら、その都度の経過を通常は担当職員が書面にして、その都度決済をとる交渉記録もありますし、今税務課の方で言われていますのは、共有フォルダというところに保存された文書でありまして、それは前の報告書でも書かせてもらいましたが、その共有フォルダに入るのは、税務課職員が登録されていて、個人の番号がありますので、例えばAさんはこの番号、Bさんはこの番号で税務課職員がそこへ入れるというような仕組みの保存の仕方もあります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ということは、その中に入っているということは、管理されている文書ということでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 共有フォルダの取り扱いについては、以前委員会なりでもありましたが、税務課のフォルダがありまして、その課の使い方によるんですが、通常こういう文書を起案してA担当者が保存する、ほんで、通常ほかの職員が担当して仕上げた表をそこに保存するというふうに、各担当の仕事の過程、過程でいったんそこに保存するのが現状であります。その各自が保存したのを課として共有しているとかというのは、その部署の取り扱いにはなると思います。

例えばですが、こういう文書を打って、この課で全員共有するためにここへ入れたので、みんなで見てくださいというような課内の申し合わせがあったら、当然みんなが見ますし、通常の事務の途中についてはその担当者しか見ないのが実情でありますので、その取り扱いは各課でまちまちやと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、総務課長が言われたので、「課でまちまち」って、そんなこと許されるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 許される許されんじゃなくて、そのつくった文書をそこへ保存するというためのフォルダとしての位置づけになっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、もうそれ、中に入ったりしたら、その本人が入れないということは、ID管理されているということほんだら、管理されているということで、そこにお金を払っているんじゃないんですか。大事な文書やということで。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっと総務課の事例で言わせてもらおうと、総務課のフォルダがあります。通常そこへ行政係、財政係なりつくって、行政係は行政係、財政係は財政係で入れたりはします。ほんで、通常、人事とかそういう特定の職員しか見れないのは、また違うフォルダをつくって、その特定の職員だけしか見れないような番号で指定をしております。通常の事務事業をする各課のそのフォルダには、そこまでの規制は通常はしないです。その中でもどうしても見れない、見たらあかんというのは、そういうルールで、特定の人しか見れないように企画監理課の方に申請して、見れないような手続にはなっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと私の質問とまた違うことをしゃべっていただいたんですけど。先ほど、町長が総務省のことを言われました。「行政機関の職員が業務上作成し、または取得した文書であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているもの」というのが、公文書管理法第2条第4項の公文書であると、私はこれを考えています。はっきり言うて、先ほど課長全員に聞いたのと一緒で、職務上、業務上、作成されている文書です。そうすると、これはもう完全な公文書と、管理法のところには書かれていますので、そこら辺、もう公文書ということになりますので、それに対しましてもしっかりとやらなければ、ほして誰が消したかというのもテレビに放映されています。はっきり言うて。そういうこともありますので、それに命令したとかいう方に対しても、もうやめているからじゃなしに、きっちりと懲戒審査委員会、やっぱりそんなことも大事なことですし、こういうふうに勝手に交渉記録、大事なもの、これがなかったら皆さん業務に差し支えるということで課長が全員言っていますので、このことに関しまして、やはりしっかりとやっていただかないといけないし、このことが日常茶飯事に行われたら、業務に支障を来すということがもうわかりましたので、しっかりとお願いいたします。

それで、次の3の質問に行きたいんですけど、中日新聞に載っていたんで

すけど、今と一緒にですね、栗東市の職員によるデータ削除です。これに対して戒告処分という形で載っていたんですけど、こういった処分の規定は甲良町でどのようになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 すみません。基準については各市町の判断によるものでありまして、甲良町においては、現在は職員の懲戒審査委員会の規則に照らして対応をしておりますが、何回か町長が言われていますように、第三者を入れた公正に判断できる組織を設置させてもらうということがありますので、その設置がされましたら、何回も言いますが、一連のことをそこで諮ってご意見を聞くというふうになっておりますので、そのようにしていきたいとは思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、栗東では処分されたんですけど、甲良町ではまだそういう処分の中身が決まっていないということではよろしいんでしょうかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 栗東の新聞記事については、もう既に、無断でデータ消去した男性職員については戒告という懲戒処分がなされております。今3月議会で、改めて規則から、甲良町職員分限懲戒審査委員会、有識者を入れて条例化をお願いしておりますので、この施行後、この機関に諮って、個別案の適正な審査をお願いするということになりますので、よろしく願いいたします。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはりそのことについてやるということなんですけど、はっきり言うて、これ、早くしなければいけないんですけど、いつごろをめどにやりますかね。日にちを切る方がいいと思う。できたら今月中、僕はあしたでもいいと思うのやけど、どう思いますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今、条例をお願いしているので、施行日が4月1日以降になっておりますので、条例が制定されましたら、来年度でまず人選をさせていただいて、そこで進め方を協議して、それからになると思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4月でもし、今、副町長の案も出ているので、それまでにやっぱりやっていかなければいけない。何も知らないのに来て、副町長にそれもやれとなってくるとあれなので、正直な話、副町長に「こうやった」という報告ができるように持っていかなあかと僕は思っているんですけどね。今月中にもうこんなことは始めて、一応聞き取りとかでも始めてやっておかなければいけないと思うんですけどね。それはどう思いますか。

- 丸山議長 総務課長。
- 中川総務課長 今年度中については今年度で整理した一応の考え方がありますので、それはいったんもう整理できていると。ただ、今の野瀬町長はそれがちょっと不備であるのではないかなというような思いがありますので、その新しい委員会ができてからそこに委ねたというか、そこで意見を聞きたいということの意向ですので、当然そのメンバーができてから、どういう洗い出し、どういうふうに、というのから始めるべきではないかなとは思っています。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 ちょっと遅いと思うんですけど。町長に聞きますけど、やはり、これはもう今月中でもやってほしいんですけどね。こういうようなことは、もう。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 委員会については新年度になりますけど、今までの聞き取り調査であったり、情報開示条例の請求資料であったり、できる準備は3月にもしたいというふうに思います。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 やるのはもう、この議会中でよろしいですか。私はその方がいいと思うんですけどね。今月でしたら、何日ぐらいをめどにやりますか。町長、考えていますか。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 ちょっと今、即座には答えにくいので、準備できるところから取りかかっていきたいとします。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 20日に終わるんですけどね。3月議会と言うことになってるんですけど、それまでに何とか。20日にもう完全……。今月動くということによろしいですかね。
- 丸山議長 町長。
- 野瀬町長 ある書類を集めたり、データ整理するなり、年度内にしなければならぬことはやっておきたいとします。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 年度内のちょっと日付の方を言ってほしいんですけど。やはりこういうふうなことも、聞き取りもしっかりとやらなければいけませんし、やっぱり町長が言われていますように、副町長が来ても「何や、これは」ということになってはいけませんので、きっちりと年度内にやってもらわなければいけないという案件だと私は思っておりますので、やっぱり29年度に対

しては29年度、きっちりと、4月1日からやるということでちょっとお願いしておきます。日付の方、ちょっとまた後で聞かせてもらいます。またお知らせください。お願いします。

次に、4番の運動公園問題について問うということで、1番の運動公園問題の違法建築、不法投棄の問題について、今後のスケジュールをお聞きします。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 各施設の設置や所有について、関係の皆さんと確認を実施し、長寺西区とシルバー人材センターの備品や収容物については移動を依頼し、完了済みです。

スポーツ少年団の代表の方へは、所有者、設置者の確認をした確認書と収容物の移動、施設の撤去通知を文書でお願いし、撤去、移動を願い、進捗状況を今現在確認しているところです。

危険な建物の撤去の期限につきましては、3月末で発送しているところです。

今後は再発防止も含め、総合公園への監視委託日数を増やしたり、あるいは職員による巡回を強化し、適正な管理の徹底、把握に努めていきたいと考えています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。ここにあるお酒の瓶とか缶とか、ここに出てある廃材とか、ここにもある廃材、これは全部片づいているのがわかるんですけど、この建物に対しては、3月31日までには撤去するようにお願いしているということによろしいですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 危険な建物につきましては、3月末を考えて通知しています。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、この建物の立入禁止と張ってあるんですけど、こういったものを張ってあるということは、もう鍵とかは全部、教育委員会の方で預かって管理しているという見解でよろしいんですかね。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 関係者以外立入禁止という、ロッカーというんですか、ああいふのには張らせていただきました。中身を皆、移動させて空っぽの建物については、入っては困るという意味で、関係者以外立入禁止というふうにしました。

鍵は、全部は締まっていないです。あるところもあるけれども、ないところもありますので、空っぽとはいえ、鍵もきちっとしていかなければならな

いなと今思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 鍵の方は誰が持っているんですか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 教育委員会の事務局にありますのと、それからスポーツ少年団の方も、スポーツ少年団がよく使われるロッカーのカギは持っておられます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いや、ここ、張ってあるということで、教育委員会の建物か、こちらの建物かという誤解を招いているところもあるので、言わせてもらいました。

次に、電気代、水道代の請求はどのように考えているのかというのをお答えください。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 電気代、水道代は、総合公園の利用料に含まれて、町が支払いをしています。使用についてスポーツ少年団等と確認をさせてもらいましたところ、夜間の防犯対策の電気、あるいは水分補給とか備品等で泥がついたのを洗う、あるいは雑巾の洗濯等に水道を利用されておりまして、スポーツ少年団の利用であるということで判断し、請求は考えていません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、使用料の中に含まれているということなんですけど、1年間の利用料は幾ら入ってきて、ほんで電気代、水道代は幾ら払ったか。利用料が安かったら、町が損していることになりますので、ちょっとそこら辺、お聞かせください。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長 申しわけございません。ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、金額につきましては後ほど調べて報告させていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。ほんだら、必ず出してください。

それと、先ほど、雑巾とかの洗濯機は使っているということなんですけど、洗濯機なんですけど、バックネット裏にも洗濯機が置いてあるんですね。ここに洗濯機があるのに、何で2つも、あっちに水を引っ張ってまで洗濯機をつけなあかん理由があるのか、ちょっとおかしいと思いませんか。こちらで洗えるのに、向こうまで引っ張って何で洗濯機が2つも必要……。わざわざ水道をあそこまで引っ張って洗濯せなあかん理由というのは、何か聞いていますか。

○丸山議長 教育長。

○橋本教育長　そこに置かれている洗濯機がよしというふうには考えておりませんので、早急にその部分については撤去するようにお願いしています。

○丸山議長　山田裕康議員。

○山田裕康議員　ということは、やっぱりその水道を引っ張ること自体もおかしいということで、認識されているということでしょうか。

○丸山議長　教育長。

○橋本教育長　水道、電気につきまして、きちっと申請された設備ではないと考えておりますので、それもいったん撤去して、必要とあればきちっとした申請というんですか、許可のものの電気、あるいは水道にしていきたいと考えています。

○丸山議長　山田裕康議員。

○山田裕康議員　わかりました。

この冷蔵庫、何か電気を引っ張っているんですけど、管理棟の中にも幾らでも電気はあるのに、何でわざわざそっちへ冷蔵庫を持って行って、そっちへ電気も引っ張って、完全にこれはおかしいということは誰もが感じることですわね。これ、はっきり言って。これについても撤去という形でよろしいんですかね。

○丸山議長　教育長。

○橋本教育長　山田議員のおっしゃるとおりで、洗濯機と同様に、冷蔵庫につきましても、確かに暑い夏、例えば審判員に出すとか、あるいは緊急の場合に冷やすとか、冷蔵庫は必要ですけれども、管理棟の中の冷蔵庫を使用していくと。今、新たに設置されている分については、やはりきちっとした申請のものの冷蔵庫、洗濯機にしていきたいと考えています。

○丸山議長　山田裕康議員。

○山田裕康議員　ありがとうございます。撤去という形で、全部一遍はさらにもらわなあかんということですけど、今、先ほど言うている電気、水道代、矛盾した点が多々ありますし、申請もされていないのに免除というのは大変おかしい答弁やと僕は思っているんですけど、今言うてる、申請がないのに免除という、後からこじつけた答えのように思うんですけど、やっぱりこちら辺もしっかりとしてもらわなければいけませんし、これに対してどうしたかということに対しましても、この前、言わせてもらったんですけど、その経過書なり何なりも全部私の方が見ますということで、この前、質問状に対しても教育長から家へ持ってきてもらいました。そういうような経緯もありますので、しっかりとした答えを出していただかなければいけないということで、これからそういうことがあったら出していただくということでよろしいですかね。



- 丸山議長 教育長。
- 橋本教育長 当初は電話とか、あるいは直接お会いして口頭でいろんなことをお願いしていたんですけれども、ちょっと日も長くなりますので、文書をもって依頼していくようにしております。できるだけ早目にきちっとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 次に、3番の質問ですけど、不法投棄の処分代は請求すべきやと思うんですけど、そちらはもう、それでよろしいんですかね。
- 丸山議長 教育長。
- 橋本教育長 不法投棄につきましては、当初、多くの木材、木片が散乱して、しかもくぎが出ているということで、これは危ないということで、早急に町の方で移動、処分をしてしまいました。あと、山田議員さんからもご指摘がありましたので、すぐに甲良駐在所に相談といいますか、経緯をお話ししました。難しいかもわからんけれども、当事者が判明した際には、その費用の弁償を求めていきたいと考えております。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 これから調べて請求するということなんですけど、最初にグラウンドを見に行ったときにちょっとお聞きしたんですけど、社会教育課長とお話しさせてもらって、今日は答えてもらおうと思ったらいひんし。休みやな。
- 丸山議長 教育長。
- 橋本教育長 ちょっと申しわけございません。インフルエンザで。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 わかりました。そしたら、ちょっと聞いておいてほしいことを言いますので。
- 最初、廃材を聞いたんですけど、北落の直売所があって、その壊した廃材やということもちょっと言われたように思うんですけど、そこら辺の真相の方、しっかりとまたお答え願いたいということで聞いておいてください。これはまた後でいいので、答えを出してください。もし、それが違って……。ほんまなのか、うそなのかということでお願いします。
- 今、言われたこともちょっと答えが出てこないし、これからいろんなことが出てくると思いますので、まだまだ調査が必要ということなので、お答えが本日は出ないということをお聞きしていますので、議会中に出していただければいいんですけど、しっかりとまた答えの方、議会中にわかることがあれば出していただきたいと思います。やはり議会だよりも書かなければいけないこともありますので、しっかりと答えを出していただきたいと思いま

すので、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後0時33分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康